



第一條 養蠶者ノ依ルベキ繭ノ處理方法  
ハ地方ノ状況其ノ他特別ノ事由ニ因リ  
生繭ノ賣買取引ヲ必要トスル場合ヲ除  
クノ外左ノ各號ニ掲タルモノトス  
一 乾繭ニ依ル賣買取引(乾繭取引)  
二 収繭前爲シタル契約ニ基キテ行フ  
生繭ノ賣買取引(特約取引)  
三 產業組合又ハ產業組合聯合會ニ依  
リ行フ製絲加工(組合製絲)  
四 前各號ニ掲タルモノノ外勅令ヲ以  
テ定ムル方法

第二條 道府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ  
繭ノ品位ニ付検定ヲ行フベシ  
前項ノ規定ニ依ル繭ノ檢定ニ關シ必要  
ナル費用ハ道府縣ノ負擔トス但シ國庫  
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内  
ニ於テ道府縣ニ對シ其ノ檢定施設ニ要  
スル經費ノ二分ノ一以内ヲ補助スルコ  
トヲ得

第三條 繭ノ賣買取引其ノ他命令ヲ以テ  
規定スル繭ノ處理ハ前條ノ檢定ニ依ル  
品位ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ  
得ズ但シ命令ヲ以テ規定スル場合ハ此  
ノ限ニ在ラズ

第四條 特約取引ヲ爲サントスル者ハ行  
政官廳ノ認可ヲ受クベシ  
前項ノ認可ニ關シ必要ナル事項ハ命令  
ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 蠶絲業組合又ハ繭ノ處理ヲ爲ス  
團體ガ其ノ組織員ノ繭ノ處理ニ關シ統  
制ヲ爲シタル場合ニ於テ行政官廳必要  
アリト認ムルトキハ其ノ統制ヲ故ナク  
素シ又ハ桑サントスル組織員ニ對シ其  
ノ組合又ハ團體ノ統制ニ從フベキコト  
ヲ命ズルコトヲ得  
前項ノ規定ハ蠶絲業組合法第十八條第  
二號ニ掲タル者ニ付テハ之ヲ適用セズ  
第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三



第五十一條中「及第三十一條乃至第四十

條」ヲ、第三十一條、第三十三條乃至第四

十條及第四十四條ノ二」ニ改メ同條ニ左

ノ一項ヲ加フ

第三十條及第四十四條ノ三ノ規定ハ製

絲業組合ニ之ヲ準用ス

第五十六條中「及第三十一條乃至第四十

條」ヲ「第三十一條、第三十三條乃至第四

十條及第四十四條ノ二」ニ改ム

第六十二條第三項中「産業組合製絲組合」

ノ下ニ「及製絲ヲ爲シ又ハ製絲工場ヲ有

スル産業組合又ハ産業組合聯合會ニシテ

命令ヲ以テ規定スルモノ」ヲ加フ

第六十五條第三項中「會員タル蠶絲業組

合又ハ道府縣養蠶業組合聯合會」ヲ「會員」

ニ改ム

第六十八條ニ左ノ一項ヲ加フ

第三十條ノ規定ハ第五十七條第一號及

第二號ノ蠶絲業組合聯合會ニ之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ際現ニ存スル養蠶實行組合ハ

本法施行ノ日ヨリ之ヲ本法ニ依リ設立シ

タルモト看做ス但シ第三項ノ規定ニ依

ル認可ヲ受クル迄ハ仍從前ノ規定ニ依

前項ノ組合ハ本法施行ノ日ヨリ二年以内

ニ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ認可

ヲ受クベシ

第二項ノ組合ハ前項ノ認可ヲ受クタルト

キハ二週間以内ニ主タル事務所ノ所在地

ニ於テ其ノ認可ノ年月日、監事ノ氏名及

住所並ニ第二十二條第二項第三號及第十

一號ニ掲タル事項ノ登記ヲ爲スペシ

本法施行ノ際現ニ存スル養蠶業組合ハ本

法施行ノ日ヨリ二年ヲ限リ其ノ構成者、總

會及役員ニ關シ第十八條、第三十二條第二項第三項、第三十四條第二項第四項、第三十六條、第三十七條及第三十八條第三項ノ改正規定ニ依ラズ仍從前ノ規定ニ依ル但シ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ地區内ニ於ケル第十八條第二號ニ掲タル者ハ當然其ノ組合員ト爲ル但書ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケザルモノハ其ノ期間満了ノ日ニ於テ解散ス

第六項ノ組合ニシテ同項ノ期間内ニ同項産業組合法第十條ノ三ニ左ノ二項ヲ加フ農事實行組合ヲ設立スルコトヲ得ズ但書ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケザルモノハ其ノ期間満了ノ日ニ於テ解散ス

蠶絲業法中改正法律案  
蠶絲業法中左ノ通改正ス  
第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

命令ヲ以テ規定スル蠶絲業者ノ團體ハ良發達及統制ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶絲共同施設組合ヲ設立スルコトヲ得ズ

第三十九條 蠶絲業者ハ其ノ蠶絲業ノ改

善共同施設組合ヲ設立スルコトヲ得ズ

第三十條 蠶絲共同施設組合ハ法人トス

第三十一條 蠶絲共同施設組合ハ左ノ事

業ヲ行フ

第一組合員ノ生産若ヘ製造又ハ取扱ニ

購入、共同設備ノ設置及資金ノ貸付

三 組合員ノ生産又ハ製造シタル蠶絲類ノ検査

四 組合員ノ事業ノ聯絡統制ニ關スル

五 組合員ノ事業ニ關スル指導、研究

六 前各號ニ掲グルモノノ外組合ノ目

四 施設

三 組合員ノ事業ニ關スル指

二 名稱

一 目的

四 地區

五 事務所ノ所在地

六 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

七 組合員ノ有資本出資口數ニ關ス

八 保證責任ノ組合ニ在リテハ保證金ノ額ニ關スル規定

九 剩餘金處分及損失分擔ニ關スル規

十 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法

十一 組合員タル資格ニ關スル規定

十二 組合員ノ加入及脫退ニ關スル規定

十三 事業及其ノ執行ニ關スル規定

十四 役員ニ關スル規定

第三十三條 蠶絲共同施設組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ名稱中ニ蠶絲共同施設組合タルコトヲ示スベキ文字及組

合ノ組織ヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第三十四條 本法ニ依リ登記スペキ事項内ニ之ヲ登記スベシ

第三十四條ノ二 本法ニ依リ登記スペキ事項ハ登記スベキ事項ニシテ行政官廳ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタ

ル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第三十四條ノ三 蠶絲共同施設組合ヲ設立セントスル者ハ定期款ヲ作成シテ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十四條ノ四 蠶絲共同施設組合ノ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ五 蠶絲共同施設組合ヲ設立セントスル者ハ定期款ヲ作成シテ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十四條ノ六 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ七 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ八 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ九 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ十 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ十一 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ十二 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ十三 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ十四 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ十五 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ十六 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ十七 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ十八 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ十九 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ二十 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ二十一 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ二十二 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ二十三 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ二十四 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ二十五 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ二十六 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ二十七 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ二十八 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ二十九 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ

第三十四條ノ三十 蠶絲共同施設組合ハ定期款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之署名又ハ記名捺印スペシ



レタノデアリマス、故ニ私ハ此法案ニ對シ  
マシテ管々シキ質問ハ避ケタイト思フノデ  
アリマス、殊ニ各派ノ申合セニ依リマスル  
ト、三十分以内トカ云フコトデゴザイマス  
ルカラ、極ク要點ダケニ付テ總理大臣竝ニ  
農林大臣ニ御伺致シタインデアリマス  
國民ノ總意ガ反映スルモノハ議會デアリ  
マス、政府提出ノ各種法律案竝ニ豫算案中、  
直接自己ノ生活ニ關係ノアル問題ニ對シマ  
シテヘ、國民トシテ無關心タルコトハアリ  
得ナインデアリマス、隨ヒマシテ或ヘ大會  
ヲ開イテ其意思ヲ表示シ、若クヘ議員ヲ歷  
訪致シマシテ、其希望ヲ陳情スルト云フコ  
トハ當然デアリマス、然ルニ今日帝都ニ於  
テハ未ダ戒嚴令ガ撒廢セラレナイノデアリ  
マス、集會ヲ催ストハ許サレナイ、大舉  
陳情スルコトハ許サレナイノデアリマス、  
故ニ米ノ問題ニ關シマシテハ大阪ニ於テ大  
會ヲ開キ、繭ノ問題ニ於キマシテハ埼玉縣  
ニ於テ大會ヲ開イテ、辛ウジテ其意思ノ一  
部ヲ發表シテ居ルニ過ギナインデアリマス、  
斯ル時期ニ國民ノ生活ニ重大關係ノアリマ  
ス所ノ法案ヲ、審議期間ノ短イ此特別議會  
ニ提出シナケレバナラヌ理由ハ何處ニアリ  
マスカ、政府ニ於キマシテハ無論六十七議  
會ニ於テ十分審議セラレタノデアルカラ、  
差支ナイト言フカモ知レマセヌガ、併ナガ  
ラ今回ノ選舉ハ肅正選舉ノ下ニ行ハレタノ  
デアリマシテ、新シク當選セラレタ議員モ  
少カラズアリマス故ニ、相當ノ時日ヲ要ス  
ルト思フ、審議スルニハ相當ノ時日ガナケレ  
バナラヌ、政府ハ此短イ時期ニ國民生活ニ直  
接關係アル是等ノ問題ヲ提案シナケレバナ  
ラスト云フ、緊急缺クベカラザル所ノ理由ハ  
何處ニ存スルノデアルカ、ドウシテモ短イ  
此議會ニ提案シナケレバナラスト云フ理由、  
若シ假ニ審議ガ終了シナイ場合ニ於テヘ、  
臨時議會ヲ召集シテモ尙ホ之ヲ結了セシム  
ルト云フ考ガアルノデアルカドウカ、之ヲ

第一ニ御伺致シタイノデアリマス第二ニハ  
政府ハ六十七議會ノ本會議並ニ委員會ニ於  
キマシテ、生繭ノ自由取引ニ付テハ之ヲ強  
制シナイト言ヘレタノデアリマス、今日尙  
ホ同様ニ生繭自由取引ニ付テハ、強制シナ  
イト云フ考ヲ持テ居ルカドウカ、今回ノ此  
案ノ第一條ニ依リマスルト「養蠶者ノ依ルベ  
キ繭ノ處理方法ハ地方ノ狀況其ノ他特別ノ  
事由ニ因リ生繭ノ賣買取引ヲ必要トスル場  
合ヲ除クノ外左ノ各號ニ掲グルモノトス」ト  
致シマシテ、一ニ乾繭取引、二ニ特約取引、  
三ニ組合製絲、四ニ前各號ニ掲グルモノ、  
外勅令ヲ以テ定ムル方法ト規定サレテ居ル  
ノデアリマス、併シ此法文ヲ見マスルト云  
フト、ドウモ法文自體ガ不明瞭ナノデアリモ  
リマス、生繭自由取引ヲ許ス精神デアルナ  
ラバ、生繭自由取引ヲ禁止シナイ考デアリ  
マスルナラバ、此第一條ノ文句デヘドウモ  
徹底シナインデアリマス、真ニ生繭自由取  
引ヲ許ス積リデアリマスルナラバ乾繭取引、  
特約取引、組合製絲ト相竝ンデ、生繭取引  
ト云フ一項目ヲ入レルコトガ必要デアル、  
之ヲ入レズシテ、サウシテ之ヲ曖昧ニシテ  
居ルト云フコトニ付テハ、一般ノ人々ハ非  
常ニ吾々へ迷フト信ズルノデアリマス、今  
日ノ此政府ノ提案ニ依リマスルト、生繭取引  
ノ必要デアルカ不必要デアルカト云フコト  
ハ、當局ノ意見ニ依ツテ決定スルノデアリマ  
ス、當局ノ感情ヲ害シタ場合ニ於テハ、賣  
買不能ニ陥ルト云フ危険モ生ズルノデアリ  
マス、自己ノ生活ニ直接關係ノアリマスル  
問題ヲ、當局ノ手加減ニ依ツテ左右セラレル  
ト云フコトハ、實ニ危險千萬デアル、活殺ノ  
權ヲ一部官憲ノ手ニ握ラセルト云フコトハ、  
ドウモ吾々ハ不愉快ニ感ズルノデアリマス、  
私ハ茲ニ群馬縣ニ起リマシタ或ル組合製絲  
ノ問題ニ付テ簡単ニ申シマス、今日群馬縣ニ  
ニ相當有名ナル組合製絲ガアル、其組合製絲

ヲシタト云フコトニ付テ喧シクナツタ社デアリマス、今日或人ニ言ハセマスルト云フト、二三百万圓ノ缺損ガアルト云フ、少クトモ七八十万圓ト云フモノガ、二三年來ニ於テ缺損ヲ生ジテ居ルト言ハレテ居ル、ソレハ何ニ原因スルカ、無論絲價ノ暴落其他ガ與ヅテ力ガアリマスルガ、幹部ノヤリ方ニ於テ世ノ非難ヲ招イテ居ルノデアリマス、幹部ノヤリ方ト云フヨリヘ、寧ロ吾々ハ監督官廳ガ監督ヲ十分ニシナカツタ云フコトガ、最大ノ原因ト思フノデアリマス、例ヘテ見レバ假ニ検查ヲスル、検査ヲスル場合ニ、合ニ於キマシテ、本社ヲ検査スル場合ニ、イツ何日本社ヲ検査スルト云フコトヲ通告スル、其結果本社ニ於テハチャント整ヘテ居ヅテ検査ヲ受ケル、然ルニ其晩ハ官憲ノ人、人ヲ温泉ニ案内スル、其翌日或ル支社ヲ検査ヲスル、又ノ支社カラ他ノ支社ニ對スルコトモ同然デアル、所謂検査ト云フ社ニ於テ足ラザリシ繭ナリ現金ナリ、夜ノ中ニ本社ヨリ持ツテ行ツテ、検査ヲ受ケルヤウニシテ置ク、又ノ支社カラ他ノ支社ニコトハ全ク不徹底ヲ極メテ居ル、是等ガ此社ノボロヲ出シテ最大ノ原因ト思フ、ノミナラズサウ云フ風ノコトヲ官憲ガ知ヅテ居リナガラ、之ニ向シテ十分ノ注意ヲ取ヘテ居ラヌ、最近ニ於キマシテハ大分此社モ更生ヲ致シマシタ、更生ヲ致シマシタガ、ツイ最近ノコトデアリマス、製絲ニシテ賣ルベキ所ノ繭ヲ、値段ガ好イト云フノデ生繭デ賣ヅテシマック、生繭デ賣ルノハ宜シ、其爲ニ其社ニ於テ挽クベキ絲ガ無クナツタ、サウシテ多クノ工女ヲ解傭シタ、之ニ依ツテ大キナ社會問題ヲ起シテ居ルノミナラズ、解傭シタダケナラバ宜シウゴザイマスガ、ドウ云フコトヲヤツカ、大イナル御祝ヲ致シマシタ、大盤振舞ヲ致シタ、而モ其席上ニハ農林大臣ハ出席シナカツタト思ヒマスガ、少クトモ農林大臣ノ代理ノ者、或ハ

縣ノ知事、其他有力者ヲ招ンデ、一面工女  
ガ泣イテ居ルニ拘ラズ、此大盤振舞ヲシテ  
居ルト云フコトニ付テ、官憲ハ少シモ取締ッ  
テ居ラヌ、今日官憲ノ一部ト、産業組合ノ  
幹部ノ一部ノ間ニ於テ、幾多ノ醜關係ノア  
ルト云フコトヘ、新聞紙上其他ニ於テ知ラレ  
テ居ル、幾多ノ疑獄事件モ起シテ居ル、斯ウ  
云フ場合ニ於キマシテ、信用出來ザル官憲  
ノ少カラザル今日、活殺ノ權ヲ悉ク與ヘル  
ト云フコトハ私ハ危險ナリト信ズル、故ニ  
私ト致シマスナラバ、政府ニ此場合承ツテ置  
キタイノハ此處ニアリマス所ノ養蠶者ノ執  
ルベキ繩ノ處理方法ハ、地方ノ情況其他特別  
ノ事由ニ因ルト云フ、所謂地方ノ狀況ト  
單ニ曖昧ニシテ置クコトハ宜シクナイ、  
ドウ云フ地方ノ狀況ニ於テハ生繩取引ヲ許  
スカ、之ヲ具體的ニ寧ロ分類的ニ、是レ是  
レスウ云フ風ノ條件ニ合ツテ居ル地方ニ於  
テハ、生繩取引ハ差支ナイト云フコトヲ簡  
條的ニ茲ニ御答辯ヲ願ヒタイ、更ニ特別ノ  
事由ト云フノハドウ云フ特別ノ事由ヲ指ス  
カ、其特別ノ事由ニ於テモ曖昧デハイカ  
ヌ、ソレヲ明細ニ此席上ニ於テ私共ハ承リ  
タク思フノデアリマス、更ニ第四ニアリマ  
スル所ノ「前各號ニ揭グルモノ、外勅令ヲ  
以テ定ムル方法」ト云ヒマスルノハ如何ナ  
ルコトデアルカ、所謂委託組合ノ問題カ、ド  
ウ云フ問題カ、ソレ等ニ付キマシテモ御伺  
致シタイノデアリマス

モ大問題トナリマシタ、故ニ此議會ニ吾々  
ハ此案ヲ出ス以上ハ、出スデアラウト思ツテ  
居リマシタ、所ガマダ政府ハ之ヲ出サウト  
云フコトハナイ、故ニ政府ニ於テハ販賣統  
制ノ問題ニ對スル法案ヲ、此議會ニ出ス考  
デアルカドウカ、若シ考ガナイナラバ、次  
ノ議會ニハ必ズ出スト云フ所ノ茲ニ誓言ヲ  
爲スコトガ出來ルカ出來ナイカ、其點ヲ御  
伺致シタイノデアリマス

最後ニ私ガ御伺ヲ致シタイノヘ、此法案  
ガ實施サレマシタ曉ニ於テハ、繭ノ賣買業  
者竝ニ中小製絲業者及ビ其他關係者ト云フ  
モノハ、段々職ヲ失フト云フコトハ明カナ  
事實デアリマス、唯急激ニ失フカ急激デナ  
イカト云フ程度ノ問題ト私ハ思フ、何故ナ  
ラバ乾繭ニ對シマシテハ政府ハ有ニル保護  
ヲスル、獎勵ヲスル、生繭ニ對シマシテ  
ハ、段々之ヲ禁ズルト云フ風ナ方針ヲ——  
中央ノ方針ハサウデナクテモ、地方ノ官憲  
ニ於テハ段々其方針ニ倣フト云フコトハ明  
カデゴザイマスカラ、結局其職ヲ失フコト  
ハ争フベカラザル問題デアル、是ニ於テ起  
ル問題ハ所謂都市ト農村トノ抗爭問題ガ起  
ルノデハナイカ、都市ト農村トノ抗爭問題  
ニ付キマシテハ、米穀自治管理法案上程ノ  
場合ニ於テ、多分論議セラレタデアラウト  
私ハ信ジマスカラ茲ニ申シマセヌガ、少ク  
トモ繭ノ關係ニ於テ是等ノ關係者ガ失業シ  
タ場合、政府ハ如何ナル對策ヲ講ズルカ、  
如何ニシテ之ヲ援助スルカト云フ點ニ付  
テ、更ニ御伺致シタイノデアリマス、尙ホ  
色々御伺致シタイ事ガアリマスルガ、交渉  
會ニ於ケル時間ノ關係モアリマスルカラ、  
更ニ政府ノ答辯ヲ承ッタ上ニ於テ、尙ホ御尋  
致シタク思ヒマス

アリマスガ、是へ只今清水君ノ御質疑中ニ  
例示セラレマシタ群馬地方ト云フヤウナ、  
地方ノ状況ニ於テ圓滑ニ生繩ノ取引ノ出来  
ルヤウナ仕組ニナシテ居ル地方等ニ於キマ  
シテハ、固ヨリ生繩取引ヲ禁止シ、之ヲ乾  
繩取引ニ強制スルト云フヤウナ意思ハ舍マ  
レテ居ラヌノデアリマス、唯茲ニ地方ノ状  
況其他特別ノ事由ト、斯様ナ抽象的ノ言葉  
ヲ以テ規定シテ居ルト云フ點ニ付テノ御疑  
念ト云フコトニ付キマシテハ、政府ト致シ  
マシテ十分ニ地方廳ノ實際ニ當ル所ノ者ヲ  
監督致シマシテ、生繩取引ニ依ツテ安全ニ繩  
ノ取引ガセラレテ居ルモノニ對シテ、壓迫  
ヲ加ヘルコトノナキヤウニ注意スルト云フ  
コトヲ、茲ニ申上ゲテ置キマス、第二ニ販  
賣統制ニ關スル提案ノナイコトニ付テノ御  
質疑デアリマシタガ、是ハ必要デアルト云  
フコトハ政府ニ於テモ認メマシテ、之ニ關  
スル調査會ヲ設置致シマシテ、成案ヲ得ル  
コトニ努力致シテ居リマス、一ツノ成案ヲ  
既ニ得タモノモアリマスケレドモ、關係ノ  
方面ニ對スル意見ヲ聽取スル、又實際ニ於  
テ、販賣ノ統制ト云フコトハ非常ニ複雜多  
岐ナ關係ヲ生ジマシテ、極メテ慎重ヲ要ス  
ル事柄デアリマスカラシテ、只今當局ト致  
シマシテヘ慎重ニ研究シテ、成案ヲ急イデ  
居ルヤウナ事情デアリマス、隨テ之ニ付テ  
政府ト致シマシテ、確信ヲ以テ實行シ得ル  
成案ヲ得マシタ場合ニヘ、必ず法案トシテ  
御協賛ヲ得ルヤウニ致シタイト考ヘテ居リ  
マス、尙ホ繩ノ生産者ト、サウンシテ販賣者、  
又取引ヲスル所ノ中間ニ立ツ所ノ人々ト  
ノ、ソレ等ノ間ニ於ケル種々ナル利害關係  
ノ衝突ノ問題ニ付キマシテハ、是ハ清水君御  
話ニナリマシタ通り、繩バカリノ問題デハ  
ナイ、米ノ問題ニ付テモ其他ノ問題ニ付テ  
テ實際ノ問題トシテ、此協調ニ付テ努力ヲ

○議長（富田幸次郎君） 平野力三君  
テ居ル次第デアリマス、尙ホ其具體のノ事柄等ニ付キマシテヘ、何レ委員會ニ於キマシテ詳細ニ御話ヲ申上ゲル機會ガアラウト考ヘマス、而シテ本法案ヲ此議會ニ提案シタト云フコトニ付キマシテヘ、是ハ私ガ多クヲ申上ゲル迄モナク、繩ニ關スル問題ヘ直チニ其適用ノアル事柄デアリマスカラ、此法文ニモ、直チニ適用シ得ベキモノヘ直チニ法ヲ、成立ト同時ニ實施シタイト云フ者ヲ持ツテ居リマスノデ、一日早ケレバ一日仕合セデアルト斯様ナ考ヲ以チマシテ、此議會ニ於テ御協賛ヲ仰グヤウナ次第ニナックタ譯デアリマス（拍手）  
○清水留三郎君 簡單デアリマスカラ此席ヨリ御許ヲ願ヒマス  
○議長（富田幸次郎君） 許可致シマス  
○清水留三郎君 只今農林大臣ノ御答辯ヲ聽キマシタ、併シ此法案ニ付キマシテヘ、一面カラ申シマスルト、從來政府ノ蠶経業ニ對スル指導精神ノ上カラ言フナラバ、乾繩取引ヲ理想トシテ、乾繩取引ヲスル爲ニヤッタ案デゴザイマスガ、其意味カラ申シマスルト、今度ハ修正セラレテ出サレマシタ所ノ一つノ骨抜案ニナツテ居ルノデアリマス、併シ他面ニ於テ生繩自由取引ヲ許スヤウニナツテ居リマスガ、之ヲ許スヤウニナリマシタラ、政府ノ本來ノ精神ガ乾繩取引デアリマスカラ、結局何カノ手段ニ依ツテ、段々生繩取引ト云フモノヲ減少スル作戦デ、ソレニ付キマシテノ或ハ一ツノ「カムフラ」ジユカモ知レナイト思フノデアリマス、即チ此案ハ骨抜案デアルカ「カムフラ」ジユ案デアルカ、ドチラカノ案デアルト思ヒマスガ、是等ノ點ハ議論ニ瓦リマスカラ、何レ他ノ詳細ノ問題ハ、委員會ニ於テ同僚ヨリ承ルコトト致シマシテ、私ノ質問ハ是デ終了致シマス

○平野力三君 産業處理統制法案ハ、米穀  
自治管理法案竝ニ肥料業統制法案ト共ニ農  
村關係ノ三大重要法案トシテ、農村ノ間ニ  
ヘ多大ノ關心ヲ持タレテ居ルノデアリマス、  
今回ノ特別議會ニ於キマシテ、現内閣ガ此  
三大法案ヲ提倡サレマシタコトニ付キマシ  
テハ、不肖私ト致シマシテハ、永ク農村間  
題ニ關心ヲ持ツテ參リマシタ一員ト致シマ  
シテ、洵ニ欣快ニ堪ヘナイノデアリマス、  
併ナガラ今回ノ此提案ニ對シマシテ、私ガ  
賛成竝ニ反對ノ所見ヲ申上グル前ニ於キマ  
シテ、總理大臣竝ニ特ニ農林大臣ニ對シマ  
シテ、是非トモ承ヌテ置キタイコトガアリマ  
スルガ故ニ、只今此壇上ヲ拜借致シマシテ、  
此處ニ立ツタ次第ニアリマス、願クバ成ベク  
丁寧ニ、詳細ニ御説明ヲ煩シタイモノノデア  
ルト思フ次第ゴザイマス

ト思フノデアリマス、私ハ此點ニ對シマシテ  
テ斯ク考フル者デアリマス、今日我ガ  
日本ノ經濟國策ノ根本方針ノ上ニ立チテ、  
自由主義ノ經濟ヲ採ルカ、或ハ統制主義ノ  
上ニ立ツカト云フ問題ハ、甚ダムヅカシイ  
問題デアリマス、隨テ本日此演壇ニ於キマ  
シテ、私ハ此點ニ所論ヲ進メヨウト思フ者  
デハゴザイマセヌガ、併シ事農村ニ關スル  
限リハ、從來ニ於ケル自由無統制、無方針  
ナル所ノ、所謂資本主義經濟制度ノ弊害ト  
云フモノガ、農村ヲシテ事今日ニ到ランメ  
タト云フコトヲ断ジテ、私ハ憚ラナイ所ノ  
一人デゴザイマス(拍手)今日提案サレテ居  
リマスル所ノ肥料問題ニ致シマシテモ、亦  
米ノ問題ニ致シマシテモ、將又今回提唱サ  
レテ居リマスル所ノ產蘭處理統制法ニ致シ  
マシテモ、此點ヲハッキリ農林大臣ガ認識サ  
レタ上ニ於テ、提唱サレテ居ルモノナリヤ  
否ヤ、此點ガ明確デナイガ爲ニ、政友會民  
政黨ノ方々カラ盛ニ農林大臣ニ對スル質問  
ノ中ニ、君ハ此案を行掛リ上出シタモノデ  
ハナイカ、農林大臣自身ノ信念ノ上ニ立ツ  
テ出シテ居ナインデハナイカト云フ質問  
ガ、昨日來頻々トシテアルト思ヒマスルガ  
故ニ、特ニ私ハ此點ニ對シマシテ、島田農  
林大臣ノ明快ナル所ノ御説明ヲ承リタイト  
存ズル次第アリマス

レダケ困ヅテ居ルカト云フコトニ對スル所ノ正確ナル認識ト云フモノガ、先以テ大切デハナカラウカ、先程米穀自治管理法案ノ委員會ニ於キマシテ、渡邊鍊藏氏ハ、今日農民ガ困ヅテ居ル、困ヅテ居ルト言フケレドモ、ソレハ東北ノ農民ガ困ヅテ居ルカラ、ソレガ全國ノ農民ガ困ヅテ居ルヤウニ宣傳サレルノデハナイカト云フヤウナ愚問ヲ發セラレテ居ル、私ノ信ズル限リニ於キマシテ、我國ノ現下ノ農民ト云フモノハ、東北ノ農民バカリ困ヅテ居ルノデハ斷ジテナイノデアリマス(拍手)全日本ノ農民ト云フモノガ、如何ニ深刻ナル所ノ生活状態ニ在ルカト云フコトニ對スル、十分ナル認識ヲ前提トシナケレバナラナイト存ジマス  
私ハ更ニ馱辯ヲ弄シテ失禮デアリマセウガ、此一點ニ對シマシテ更ニ農林大臣ノ御耳ヲ拜借致シマスナラバ、山梨縣ニ於ケル北巨摩郡増富村ト云フ村ガアリマス、其村ノ或ル一人ノ農夫ガ、自分ノ子供ガ死ニマシタ場合ニ、葬式ヲシヨウト思ツタケレドモ、醫者ノ診斷書ガ貰ヘナイ、子供ヲ馬ノ脊中ニ付ケテ六里ノ道ヲトボ／＼ト歩イテ、漸ク醫者ノ診斷書ヲ貰ツテ葬式ヲシタト云フ事實ガゴザイマス、都會ノ人達カラ考ヘマスルトウデアリマセウカ、葬式ニ對シテ五十圓ノ花輪ニスルカ、百圓ノ花輪ニスルカト云フコトガ、今日都會ニ於ケル所ノ葬式ノ例デアルカモ知レマセヌガ、アルノ山間僻陬ノ一人ノ農民ニシテ自分ノ死ンダ子供ノ遺骸ヲ馬ノ脊中ニ付ケテ、六里ノ山間ノ道ヲ歩イテ居リマス其農民ノ心情ト云フモノニ立至ツテ、是非共農林大臣ハ農業政策ヲ執ツテ戴キタインデアリマス(拍手)私ハ四月二十五日、今日第一師團ガ滿洲へ警備ニ參リマス其送別會ト申シマスルカ、歡送會ト申シマスルカ、四月ノ二十五日、甲府四十九聯隊ニ於ケル其送別會ニ、私モ縣選出ノ一代議士トシテ出席ヲ致シタノデア

リマス、其席上ニ於キマシテ、山梨縣知事  
ガ其兵士ヲ送リマスル所ノ送辭ヲ述べテ居  
リマスル時ニ、言偶々諸君ガ満洲ノ曠野  
ニ立ツテ働イテ居ル留守中ニ於テハ、官  
民能ク協力シテ銃後ノ憂ナカラシメンコ  
トヲ期ス、ト言ツテ結バレマシタ時ニ、其立  
茲ンデ居リマスル所ノ一等兵ノ眼ノ中カラ  
熱イ所ノ涙ノ一滴ガ零レテ居ルノヲ私ハ見  
タ、甚ダ問題ハ卑近ナヤウニ考ヘラレマス  
ケレドモ、此兵士ノ銃後ノ憂ナカラシムル  
ト云フ言葉ニ對シテ、一滴ノ涙ガ零ル、所  
ノ此涙ト云フモノハ、此涙ニ對スル所ノ  
諒解ト眞實性ナクシテ、焉ソ農村問題、國  
防問題ヲ談ゼンヤト私ハ絶叫致シタイノデ  
アリマス、私ハ本論ニ入リマス上ニ於テ、  
此二ツニ對スル所ノ問題ヲ、農林大臣ニ對  
シテ御願ヲ致シマシテ、次ニハ本論ニ對ス  
ル所ノ具體的ノ質問ニ移リタイノデアリマ  
ス

農林當局ハ此特約取引ト云フモノニ對シテ、ノデアルカ、惡イモノデアルカト云フコトヲ、ドウ云フヤウニ御認識デアリマセウカ、更ニ之ニ對シマシテ承リタイコトハ、昨日私共ノ手許ニ全國繭絲業組合聯合會會長小林靖司氏ト云夫人ノ名前ノ下ニ於テ、一枚ノ陳情書ガ配付サレテ居リマス、ソレニ依リマスルト、斯ウ云フコトガ書イテアリマス「第一條ノ修正ヲ以テ満足スルモノニ非ザルモ當局ノ言明スル所ニ依レバ修正法案ノ精神ハ生繭取引ヲ不合理ナル處理形態ト見ザルヲ以テ之ヲ禁止ゼズ、故ニ其ノ機構完備セル地方ニ對シテハ斷ジテ乾繭取引ヲ獎勵セズ」ト云フコトガ書イテアル、當局ハ果シテ最後ノ此「斷ジテ乾繭取引ヲ獎勵セズ」ト云フコトヲ、ドナタカ責任アル方々ガ、全國繭絲業組合聯合會長ニ對シテ御答ニナリマシタカドウカ、承リタイノデアリマス、質問ノ第四ニ入リマス、私ハ本案ニ對シマシテハ、大體ニ於テ賛成ノ意ヲ表スル者デハゴザイマスルガ、不徹底デアルト云フコトニ對スル憾ヲ持ツ一人デアリマス、隨テ本案ニ對シテ贊成ヲ致シマスル所ノ附帶條件ト致シマシテ、政府ハ將來ニ於テ、比較的近イ將來ニ於テ、原蠶種ノ國家管理竝ニ輸出生絲販賣統制ト云フコトニ對スル所ノ、確乎タル方針ヲ立テテオイデナサルカドウカト云フコトモ、改メテ承リタインデアリマス、何トナラバ此法案ハ是ダケヲ以テシテハ、甚ダ其效果ト云フモノガ薄イノデアリマスルガ、假ニ原蠶種問題ト輸出生絲販賣統制ト云フ問題ニ對シテ、農林大臣ニ於テ十分ノ御考ガアルト致シマスルナラバ、本案ハ甚ダ結構ナ案デアルト云フコトヲ考ヘマスルガ故ニ、併セテ御願致シタインデアリマス(拍手)、次ニハ今日養蠶農民ガ一番切實ニ困ツテ居ル問題ハ、繭價ノ動搖デアリマス、繭ノ

値段ノ動搖デアリマス、此繭價ノ動搖ヲ按ズルニ、一ツヘ外國貿易ノ關係デアリマス、一ツヘ國內ニ於ケル所ノ所謂人絹ノ壓迫デアリマス、第三ヘ農民階級ノ生産費ニ對スル所ノ小作人階級ニ對スル、耕作ノ權唱セラマスルト同時ニ、繭價ノ動搖ト云フコトヲ防ギテ、將來我國ノ養蠶農民ニ對シテ、安ンジテ養蠶ニ從事スルコトガ出來ルダケノ案ト云フモノヲ、現在御考ヘニナリツ、アルカト云フコトニ付テ、相當御誠意アル、熱意アル所ノ御發表ヲ願ヒタイト云フコトヲ希望スル一人デアリマス、

次ニ私ハ從來ノ我國ノ養蠶竝ニ製絲業ニ對スル所ノ、政府ノ態度ヲ見テ居リマスルト、此製絲業ニ從事致シマスル所ノ資本家階級、製絲資本家階級ノ救濟問題ニ對シマシテハ、或ハ滯貨生絲ノ問題、或ハ其他ノ問題ニ對シマシテハ、相當ノ政策ガ講ゼラレタコトハ事實デザイマスルガ、農村ニ於ケル所ノ中農以下ノ、眞實ニ養蠶ヲヤッテ居リマスル所ノ農民ニ對スル策ト云フモノハ、甚ダ不徹底タルノ感ヲ免ナカッタノデアリマスルガ、將來ニ於テ此點ヲ最モ公平ニ、妥當ニ、之ニ對スル所ノ政策ヲ樹立サル、所ノ考ガアルカドウカト云フコトモ、御聽キシタノデアリマス、

更ニ最後ノ結論ト致シマシテ、私が承ッテ置キタイト思ヒマスルコトハ、此養蠶問題ト云ヒ、或ハ肥料ノ問題ト云ヒ、米ノ問題ト云ヒ、歸スル所ヘ農民階級ノ生活問題デアルノデアリマス、養蠶ニ從事致シマスル所ノ農民、米ヲ作ル所ノ農民ト云フモノガ、生活上ノ不安定ノ上ニ在ルト云フコトガ、現下ノ農村問題ノ重大性デアリマスルガ故ニ、將來ニ於テ農林省ハ日本ノ五百五十万

戸ノ農家ノ中、其三分ノ一ヲ占メテ居リマスル所ノ小作人階級、中農以下ノ階級デアリマス、以上ノ私ノ質問ニ對シマシテ、願ク唱セラマスルト同時ニ、繭價ノ動搖ト云フコトヲ防ギテ、將來我國ノ養蠶農民ニ對シテ、安ンジテ養蠶ニ從事スルコトガ出來ルダケノ案ト云フモノヲ、現在御考ヘニナリツ、アルカト云フコトニ付テ、相當御誠意アル、熱意アル所ノ御發表ヲ願ヒタイト云フコトヲ希望スル一人デアリマス、

次ニ私ハ從來ノ我國ノ養蠶竝ニ製絲業ニ對スル所ノ、政府ノ態度ヲ見テ居リマスルト、此製絲業ニ從事致シマスル所ノ資本家階級、製絲資本家階級ノ救濟問題ニ對シマシテハ、或ハ滯貨生絲ノ問題、或ハ其他ノ問題ニ對シマシテハ、相當ノ政策ガ講ゼラレタコトハ事實デザイマスルガ、農村ニ於ケル所ノ中農以下ノ、眞實ニ養蠶ヲヤッテ居リマスル所ノ農民ニ對スル策ト云フモノハ、甚ダ不徹底タルノ感ヲ免ナカッタノデアリマスルガ、將來ニ於テ此點ヲ最モ公平ニ、妥當ニ、之ニ對スル所ノ政策ヲ樹立サル、所ノ考ガアルカドウカト云フコトモ、御聽キシタノデアリマス、

更ニ最後ノ結論ト致シマシテ、私が承ッテ置キタイト思ヒマスルコトハ、此養蠶問題ト云ヒ、或ハ肥料ノ問題ト云ヒ、米ノ問題ト云ヒ、歸スル所ヘ農民階級ノ生活問題デアルノデアリマス、養蠶ニ從事致シマスル所ノ農民、米ヲ作ル所ノ農民ト云フモノガ、生活上ノ不安定ノ上ニ在ルト云フコトガ、現下ノ農村問題ノ重大性デアリマスルガ故ニ、將來ニ於テ農林省ハ日本ノ五百五十万

戸ノ農家ノ中、其三分ノ一ヲ占メテ居リマスル所ノ小作人階級、中農以下ノ階級デアリマス、以上ノ私ノ質問ニ對シマシテ、願ク唱セラマスルト云フコトハ出來マセヌノデアリマス、以上ノ私ノ質問ニ對シマシテ、願ク唱セラマスルト云フコトハアルノデアリマス、

土地ニ對スル所ノ國有問題デアリマス、巷間ニ傳ヘラレテ居リマスル所ノ小作法ト云フモノハ、是ハ地主側ニモ御都合ノ好イヤウニ、小作人側ニモ御都合ノ好イヤウニ、小作人側ニモ御都合ノ好イヤウニ、

極メテ中間の曖昧ナルモノガ、農林省ニ於テ考ヘラレテ居ルト聞クノデアリマス、

私ハ苟モ此耕作農民ニ對スル所ノ法律ノ権利ヲ與フルニ當ッテ、不徹底ナル所ノ、曖昧ナル所ノ小作法ヲ以テ臨マル、ガ如キコトガアリマスルナラバ、是ハ農村ニ於ケル所ノ將來ノ紛議ヲ増スト雖モ、ソレヲ解決スルモノニ斷ジテアラズト云フコトヲ考フル一人デアリマス、故ニ此點カラ考ヘマスルナラバ、現内閣ガ組閣ノ途上ニ當リマシテ、土地問題ノ解決ト云フコトヲ言ヘレタコトハ、新聞紙上ニ依テ天下ニ傳ヘラレテ居リマス、陸軍大臣モ總理大臣モ、此農村ノ土地問題ノ解決ト云フコトニ對シテ、組閣當時言及サレテ居ルト云フコトデアルガ故ニ、假ニ提案サレナイト致シマス、固ヨリ全國ノ農村ノ全體ノ上カラ之ヲ考ヘマシテ、其原因ヲ具體的ノ事實カラ申見地カラ對策ヲ考ヘテ行クト云フコトハ、一つノ重要ナル觀點トス様ニ考ヘテ居リマス、固ヨリ全國ノ農村ノ全體ノ上カラ之ヲ考ヘマシテ、其原因ヲ具體的ノ事實カラ申見地カラ對策ヲ考ヘテ行クト云フコトハ、一つノ重要ナル觀點トス様ニ考ヘテ居リマス、

商業工業ノ進歩ノ度合ト調和が取レナカッタ云フコトモアリマセウ、又根本ニ於テ人口ノ增加ト云フコトモアリマセウ、又現實ノ問題トシテハ、都市、農村ノ間に負擔ノ均衡ノ得テ居ラスト云フヤウナコトモアリマセウ、併ナガラ觀念的ニ申シマシテ、自由勝手ニヤルト全然自由勝手デヘナインシテモ、左様ニヤルト云フコトノ弊害ガ、

第二ニ農村ノ實情ニ對スル認識如何ト云フコトニ付テハ、山梨縣ノ例ヲ御引キニナリマシタガ、是ハ吾々ガ政黨所屬ノ者ト致シテ、農林大臣ガ此產繭處理統制法案ヲ茲ニ提唱セラマス、第三ヘ農民階級ノ生産費ニ對スル所ノ小作人階級ニ對スル、耕作ノ權唱セラマスルト云フコトハアルノデアリマス、

一ハ小作法ノ制定デアリマス、一ハ一部ノ利ヲ認ムル所ノ法律ヲ制定スルノ意思アリナ否ヤ、之ヲ具體的ニ申シマスルナラバ、

（國務大臣島田俊雄君登壇）

○國務大臣（島田俊雄君） 平野君ノ御質問ニ御答致シマス、第一、農村疲弊ノ根本原因如何、是ハ見方ニ依リマシテ色々ニ説明シ、觀念ガ出來ルデアラウト思ヒマスガ、只今平野君ノ指摘サレマシタ自由主義、統制主義、斯様ナ見地カラ考ヘマシテ、今日ノ農村ノ疲弊ノ原因ガ、自由主義經濟ノ放漫無統制ナ結果デアルト云フ見方ハ、是ハ漫無統制ナ結果デアルト云フ見方ハ、是ハ

一ツノ見方デアルト私ハ思フ、即チ此意味ニ於キマシテ現在ノ農村對策ヲ考ヘル場合ニ、有ユル方面ニ付テ無統制ト云フヤウナ、

○議長（富田幸次郎君） 静肅ニ願ヒマス

○國務大臣（島田俊雄君）（續） 尚ホ第三ノ點ト致シマシテ、特約取引ノコトデアリマスガ、平野君ハ、此法案ニ於テ政府ハ常ニ乾繭取引ヲ獎勵スル意味ヲ以テ、之ニ重キヲ置イテ居ルト云フコトカラノ御見解ノヤウデアリマシタガ、乾繭取引ハ即チ生繭取引ニ於テ養蠶者、繭ノ生産者ガ、僅ナ時間一日ニチノ間ニ取引ヲ急イデシナケレバナラスト云フヤウナ事情ニ置カレルト云フコトノ、其繭ノ生産者ノ不利益ナ立場ヲ救濟スル上ニ於テハ、之ヲ乾繭セシメ、所謂乾繭取引ニシ、尙ホ特約取引ノ方法ニ依ラシムルト云フコトモ、之ヲ許スコトガ必要デアルト云フコトカラ出發シテ居ルニハ相違ナイノデアリマスカラ、其意味ニ於テハ、法律ニ於テモ事實ニ於テモ、特約取引ト云フモノハ相當繭ノ生産者ニ取シテモ便宜ナルコトデアリマス、併ナガラ弊害ノアリコトハ只今御述ベニナツタ通リデアリマシテ、事實ニ於テ相當嚴重ナル監督ヲ爲サレバ弊ニ陷ルト云フコトハアルノデアリマス、故ニ政府トシマシテハ本法案ノ實施ニ付キマシテハ、之ニ對シテハ十分ナル取

締ヲ爲シ、監督ヲ爲シ、由ヲ以テ特約取引ノ爲ニ繭ノ生産者ガ害ヲ受クルコトノナキヤウニ致シタイト期シテ居ル次第アリマス

尙ホ第四ニ付キマシテヘ、販賣統制ノコトニ付キマシテハ、先程清水君ノ御質問ニ對シテモ御答ヲ申上ゲマンシタヤウニ、此事ヘ是非立案ヲシ、目的ヲ達成シ得ルヤウニ努力ヲ致シテ居ルト云フコトヲ申上ゲテ置キマス、尙ホ此原蠶種ノ國家管理ノコトニ付キマシテハ、是ハ既ニ實施ヲ致シテ居ル事柄デアリマス、多分平野君ノ御話モ、或ハ普通ノ蠶種ノコトデハナカラウカト思ヒマスガ、是モ左様ニアリタク考ヘテ努力ヲ致シテ居リ

第五ニ此繭ノ價ノ安定ト云フコトニ付キ  
マシテハ、是ハ何人モ希望スル所デアリ、殊  
ニ繭ノ生産者又繭ノ取引ニ從事スル者、絲  
ノ事業ニ從事スル者、何レモ繭價ノ安定ト  
云フコトガ根本デアリマス、故ニ政府ガ有  
ニル立法、又繭ニ關シ、絲ニ關シテヤル所  
ノ諸般ノ施設ハ、窮極スル所ヲ申シマスレ  
バ、繭ノ價ノ安定ト云フコトカラ出發シテ居  
ルト言ウテモ宜シイノデアリマシテ、此點  
ニ付テヘ政府トシマシテモ出來ルダケノ努  
力ヲ拂ズテ、又法案ヲ攻致シマシテ、繭ノ  
價ノ安定ヲ圖ルト云フコトニ、努メテ居ル  
ト云フコトヲ申上ガル次第デアリマス  
尙ホ第六ニ養蠶地方ニ對スル對策、是ガ  
公平ヲ缺イテ居ルト云フヤウナ意味ノ御議  
論デアリマシタガ、此點ニ付キマシテハ、  
御質問ノヤウナ點ニ付テ同感ノ意ヲ表スル  
ト共ニ、將來養蠶地方ニ對シ、他ノ農村地  
方ニ對スルト同様ナ結果ニ相成ルヤウニ致  
シタイト云フコトヲ、希望シテ居ル意味ヲ  
御答致シテ置キマス

○平野力三君 尚ホ承リタイコトガゴザイ  
マスルガ、時間ノ關係モアリ、後ハ特別委  
員會ニ譲リマシテ、本會議ノ質問ハ是デ打  
切りマス

○議長(富田幸次郎君) 山崎釗一君

(山崎釗二君登壇)

○山崎釗二君 只今前二議員ニ依リマシテ  
產蘭處理統制法ニ關スル、及ビ其外二件ニ  
關スル質疑ヲ伺ヒ、且ツ農林大臣ノ御答辯  
ヲ伺ッタ次第デアリマスルガ、此程度ノ御答  
辯ヲ得マスルナラバ、私達へ前ノ六十七議  
會ノ當時ニ、島田サン達ガ在野當時除名サ  
レタル山崎農林大臣ノ本會議、委員會ニ於  
ハ此戒嚴令下ニ於ケル特別議會ニ於テハ、  
モウ一步進ンダ當局ノ肚ヲ伺ッテ見タイト  
考ヘルノデアリマス(ヒヤー)殊ニ六十  
七議會カラ今日マデハ丁度モウ一年經ツ  
テ居ルノデアリマス、一箇年經ツテ居シテ  
ア、云フ提案ヲ國民ノ前ニサレテ、之ニ對  
スル養蠶家及ビ製絲業者乃至ハ貿易業者一  
帶ニ於テ、之ニ對シテ斯ウサレルグラウト  
マシテモ申述べマシタ通り、農村問題ノ解  
決ノ鍵ガ、土地ノ制度ノ上ニアルト云フコ  
トヲ考ヘテ居ルモノデアリマシテ、之ニ付  
テハ慎重ナ研究ヲ遂ゲマシテ、土地ノ制度  
ニ付テ何等カ立案ヲシ、對案ヲ得マンタ場  
合ニハ、之ニ付テ諸君ノ御協賛ヲ得ルニ至  
ルデアラウト、斯様ニ考ヘテ是ハ努力ヲ致  
シテ居ルト云フコト申上ゲテ置キマス(拍  
手)

農民ノ立場カラシテモウ一步進ンダ御答辯  
ル、此立場カラシテモウ一步進ンダ御答辯  
ヲ得タイト思ヒマス  
第一ニ生産統制ト販賣統制ニ付テ、前二  
者ノ質問ニ致シマシテ、殊ニ販賣統制ハ關  
係方面ノコトデ以テグズ付イテ居ル爲ニ、  
未ダ成案ヲ以テ議會ニ提案スルニ至ラヌト  
云フ點ニ付テヘ、甚ダ私ハ殘念ニ思フ次第  
ニアリマシテ、此關係方面ト云フノヘ、ド  
ノ方面デアルカヲ伺ヒタインデアリマス、  
由來農民ハ營々トシテ養蠶ヲヤリ、其繭ノ  
處理ニ當ツテハ濱表ノ相場ナリ、或ヘ對米相  
場ナリニ對シテハ、讀メナイ字ヲ拾ツテ新聞  
ヲ其月ダケ取ツタリシテ、心配シテ居ルヤウ  
ナ狀態ニアリマシテ、此相場ノ中心ニ與ツテ  
居ル人達ノ動キニ對シテヘ、至大ノ注意ヲ  
拂ヅテ居ルノデアリマス、ニモ拘ラズ、之ニ  
對スル殆ド統制ガ前議會ノ討論ノ中ニモ幾  
多繰返サレテ居リナガラ、尙且ツ茲ニ至ラ  
スト云フコトヘ、即チ養蠶ヲヤル百姓ガオ  
マダ製絲家ガ絲ヲ挽カヌ中ニ亞米利加筋ト  
空取引ヲシテ、濱表ヤ神戸ニ居ラテ日本ノ生  
絲業ノ利益ト云フモノヲ、一手ニ取ッテシマ  
テ、百姓ノ繭ヲ安ク買ハウトシタリ、或ハ  
マダ製絲家ガ絲ヲ挽カヌ中ニ亞米利加筋ト  
コトガ出來ナイト云フ立場ニ於テ、ソレガ  
提案出來ナイノデアルカ、或ハ政府内部ニ  
於テ其意見ガ一致サレナイノデアルカ、其  
點ニ付テモウ少シ明確ナ御答辯ガ伺ヒタ  
ノデアリマス、(拍手)

ソレカラ私ハ沼津市場ノ、春蘭ノ相場ノアリマスガ、此法案ガ一年前ニ國民ノ前ニ提示サレマシタ當時カラ、今日ニ至ルマデ、幾多ノ養蠶農民ノ不安ト疑問ノ聲ヲ聞カサレテ居ルノデアリマス、之ニ對シテ國民ノ一番遅レタ農民ノ、其才蠶ヲ飼フオ内儀サンニモ、斯様ナ狀態デアルカラ決シテ心配ハ要ラヌ、安心セヨト云フ納得ノ行ク御説明ヲ一ツ伺ヒタイノデアリマス、其伺ヒタイト云フ點ハ、乾繭ナリ、或ハ組合製絲ナリ或ハ特約取引ナリヲシテヤラウトル場合ニ於キマシテ、假ニ前ノヤウナ狀態デ、先程前ノ人ノ質問ニモアリマシタケレドモ、ソレヲヤッテ居ツテ、若シ萬一統制ニ從ツタ結果間違ヒガ出來タヤウナ場合ニ於テハ、斯ウシテヤルト云フ安全保障ノ點ニ付テハ、私達ハ明ニ之ヲ知ルコトガ出來ナイノデアリマス、先程ノ質問ニモアリマシタケレドモ、オ茶ヤ蜜柑ト同様ニ、此生絲ハ多クハ是ヘ外國相手ノモノデアリマスカラ、若シ萬一戰爭デモ起ツタ場合ニ於テ、日本デハ此自分達ノ生活ノ半バヲ助ケテ居ル養蠶ノ收入關係ニ付テ異變ガ起ツタ場合ニ、ドウシテ吳レルカト云フ點ニ對スル疑問デアリマス、恐らく此産繭ノ處理統制案ト竝ンデ、此戰爭デアルトカ、或ハ養蠶ガ達ツタ場合ニヘ、養蠶保險ト云フヤウナ政策ヲ以テ、左様ナ場合ニ補ツテヤル、斯ウ云フ事ヲ併セテ、茲ニ生產統制竝ニ販賣統制ト共ニ、併行セシメテヤッテ下サレバ、モット宜カツタト私達モ考ヘテ居ルシ、又サウナケレバナラスト思フノデアリマスルガ、其點ニ對スル農林當局ノ御意見ヘドウ云フ風デアリマスルカ、一ツソレヲ伺ヒタイト思ヒマス

知ノヤウニ、生産統制ト販賣統制ノ付キ得  
常ナ不安ヲ持ツテ居リマス、人絹ニ對シテヘ  
唯大變ダト言フダケデ、此謹鞠處理法案ヲ  
通セバ、何トカ人絹對策ガ出來ルト云フ風  
ニシカ窺ヒ得ラマセヌノデ、人絹ハ御承  
ストレア引下ダル點ニ付テハ、可ナリ進ンダ  
化學的ノ操作ヲスルト思フノデアリマス、  
ル状態ニ必ズ近代資本家ハ良イ頭デアリマ  
スルカラ、ヤツテ行キマセウシ、殊ニ生産コ  
ソレニ對シマシテコチラデモ蠶種ノ  
原蠶種統制ハ、出來テ居ルカラ宜イ、普通  
蠶種ノ統制ヲスル、其考ハアルト言ヒマス  
ルケレドモ、其生産統制ヲスルト云フ立場  
カラ、此普通蠶種ノヤウナコトニシテ、全然管理  
サレテシマフ方針デアリマスルカ、或ヘ之  
ヲヤハリ組合蠶種ノヤウナコトニシテ、自  
治的ニ統制サレルト云フ風ナ對策ヲ採ラレ  
ルノカ、其點ヲ一つ御伺シタインノデアリマ  
ス

デハ、今迄デサヘモ百姓ハ骨ヲ折シテ袋叩キナツテ居タノガ、叩カレル方ノ百姓ダケヲ統制デ縛シテ置イテ、叩ク方ハ何等之ヲ統制シナイト云フコトハ、甚ダ不合理デハナイカ、其點ノ公平ナル價格ト云フモノハ、何處カラ割出シテ來ラレルデアラウカト云フ點ニ付テノ疑問デアリマス、之ヲ一ツ數ヘテ戴キタトイ思ヒマス

ソレカラモウ一ツヘ、若シ農民ハ繭ニ付テ金ヲ借りリテ居ルカラ、大シテ賣急ギラスルコトガナイト云フ状態ニ、假ニナツタシテ、相場ガモット上ルグラウト思シテ賣避シテ待ツテ居ル、其中ニ特約取引ノ出來ナカッタ小製絲家ガ、原料繭ガ無クナツテシマッタケレドモ、濱相場ト比較シテノ繭ヲ買フト云フコトガ出來ナクテ、倉庫ニ乾繭シテアルモノノヲ買ツテ來ル場合ニ於テノ、賣避シタ方カラ賣ラセル方ニ對シテ、如何ナル調節ト對策ヲ御採リニナラレルノデアリマスルカ、其點ヲ一ツ御伺シタインデアリマス、其反対ニ今度ハ生産統制ガナイ關係上カラ、非常ニ多クノ品物ガ後カラ後カラ押出シテ來ル、折角乾繭ラシタリ、或ヘ金ヲ借りリタリシテソレヲ貯メテ置イテ、時機ノ來ルノヲ待ツテ居ル間ニ、後カラ後カラ新シリ繭ガ現レテ來マシテ、市場デ古イ繭ガ永久ニ抑ヘラレテシマッテ、市場ヘ顏ヲ出スコトノ出來ナイヤウナ滯貨關係ヲ生ジマシタ際ニ、之ニ對シテ絲價安定融資補償法ニ基イテ、同様ノヤウナ金融關係ノ補償ヲ發動サセルト云フヤウナ意味ガ、此中ニ含マレテ居ルノデアリマスルカ、其點ニ對シテノ極ヌテ是ハ率直ナ、一ツ肚ヲ割シテ聽カシテ戴キタインデアリマス、ソレカラ日本ノ蠶絲業界ヲ、組合製絲ノ方向ニ持ツテ行ツテ指導シテ行くノデアリマスルカ、ソレトモ今ノヤウニ組合製絲ハ組合製絲、或ヘ營業製絲ハ營業製絲、或ヘ貿易ハ貿易ト云フ風ニ、テン／＼バラ／＼ニ行キタイ方

ヘ、六道ノ辻へ立タシテ置イテ、ドツチヘ  
デモ行ツテ見ロト云フ方法ニ於テ、放置セラ  
レテ置クモノデアリマスルカ、將來ハ組合  
製絲ナラ組合製絲ノ組織ニ生產統制シテ行  
カウト思フカラ、國民ハ其方向へ向ツテ總  
テノ用意ト注意ヲ向ケロト云フ方針デアリ  
マスルカ、其點ニ對スル根本方針ヲ伺ツテ見  
タイト思ヒマス、尙ホ足リマセヌ場合ハ時  
間ノ許シマス範圍内ニ於テ、重ネテ御伺シ  
テ見タイト思ヒマス(拍手)

心ヲ與ヘルノ方法ガアルカ、詰リ其一例トシテ保険ノコトヲ御話ニナリマシタガ、是ハ政府トシテ考ヘベキコト、考ヘテ居リマス、現在農林省ノ所管ニ於キマシテハ、家畜ニ付テハ小サイ規模デアリマスケレドモ、此保険ノ制度ヲ始メテ、之ヲ試ミノヤウナ意味デ實施ヲ致シテ居リマス、併シ此天災地變其他ニ付テ、農業上ノ各方面ノ事柄ニ災害ヲ起シタ場合、損害ヲ生ジタ場合ニ、ナラ唯政府ニ對シテ陳情ニ次グニ陳情ヲ以テシテ、政府ノ補助救濟ヲ以テスルト云フコトヘ、ドウモ是ハ將來ニ瓦ツテ考ヘレバ、大イニ——即チ之ニ對スル對策ヲ根本的に攻究スルノ必要ガアルト考ヘテ居リマス、即チ其意味ニ於テ農業保険ト云ヒマスカ、農業ニ付テノ保険ノ制度ニ付テ、攻究ヲシナケレバナラスト考ヘテ居リマシテ、是モ庶政一新トカ時勢ノ進運カラシテ直グヤレトスウ旨ハレバ、中々困難ト思ヒマスケレドモ、其精神ヲ以テ雪害、旱害、水害、有ユル損害ニ對シ、或ヘ雪害ノ如キ、桑園等ニ非常ナ害ヲ及ボシテ居ル場合ニ、之ヲ唯政府ニ哀訴歎願シ、地方廳ニ哀訴歎願シテ救濟ノ金ヲ以テ何トカ片付ケルト云ファリ方ハ、是ハ根本的ニ改ムルノ必要アリト、斯様ニ自分ハ考ヘテ居リマス、此事ニ付キマシテハ相當研究ヲ致シマシテ、成案ヲ得タイト考ヘテ居ル次第アリマス

尙ホ人絹ノ對策ニ付テ御話ガアリマシタガ、是ハ長イ問題デアリ人絹工業ノ發達ニ伴シテ、天然絹絲ニ付テハ、ドウシテモ考ヘナケレバナラヌ問題デアリマスカラシテ、此事柄ニ付テモ政府トシテ熱心ニ此對策ヲ攻究シテ、對案ヲ得ヨウト云フコトヲ努力シテ居ルコトヲ申上ガテ置キマス

ソレカラ此組合製絲ニスルカ、營業製絲ニスルカ、サウ云フコトニ付テ、或ル方針、指導精神ヲ持ツテヤッテ居ルカト云

フコトニ付テヘ、是ハ或ル指導精神ヲ持ツテ方針ヲ立テ、或ルモノヲ抑ヘ、或ルモノヲ進メルト云フヤリ方ヘ、現状ニ於テハ考物デアルト、斯様ニ思ッテ居ルノデアリマス、然ラバ無方針デヤッテ居ルカト云フト、左様デハナイ、併ナガラ現在或ルモノニ付テ、調和ヲ圖リ、各ノ發達ヲ遂ゲシム形ニ於テ、行クベキ所ヘ持ツテ行カネバナラヌノデアラウ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、其他尙ほ段々御話ガアッタヤウデアリマスガ、是ハ何レ細カイ點ニ付キマシテハ、詳シク委員會ニ於テ御話ヲスル機會ガアラウト考ヘマスカラシテ、大體以上ヲ以テ答辯ト致シマス(拍手)○山崎鉄二君 簡單デアリマスカラ此席デ……

○議長(富田幸次郎君) 許可シマス

○山崎鉄二君 只今島田農林大臣カラ、可

ナリ將來ニ對スル熱意アル希望ダケラ御答

辯セラレタ譯デアリマスガ、其中御答辯ノ

不足シテ居ル點ヲ、モウ一度繰返シテ伺ヒ

タク、ソレハ滯貨ヲ生ジタル場合ト、不足

シタ場合トヲ如何ニ調和サレルカト云フ點

デアリマス、ソレカラ只今ノ農業關係ノ養

蠶保險ト云フコトニ付テ伺タノデアリマ

スガ、ソレニ對シテハ特別ノ委員會デモ設

カ、或ハ其實現ニ對スル方法ニ付テノ御意

見ヲ承リタイト思フノデアリマス

(國務大臣島田俊雄君登壇)

○國務大臣(島田俊雄君) 蘭ニ付テ滯貨的

ナモノガ出來タ場合ノ對策ニ關シマシテ

ハ、是ハ販賣統制ノ問題ト併セマシテ研究

ヲ致シテ居リマス、ソレカラ農業保險ニ關

スル事柄ハ、是ハ私ノ腹案ダケデハアリマ

セヌ、此農業ニ付テ保険制度ヲ如何ニ應用

スルカト云フコトニ付キマシテハ、是ハ局

ノ關係者ニ命ジマシテ、其立案ニ付テ政究ヲ致サセテ居リマス、私モ考ヘテ居リマス、是ダケヲ申上ゲテ置キマス○議長(富田幸次郎君) 鈴木正吾君

(鈴木正吾君登壇) 鈴木正吾君

○鈴木正吾君 先ノ同僚數氏ノ御質問ニ依ダテ、私ガ聽キタイト思テ居タ點ニ對シテノ御答辯モアリマシタ、私ハ極メテ簡單ニ、二三ノ點ニ付テ、政府ノ御解釋ヲ承テ置キタイト思フノデアリマス

先づ第一ニ御伺致シタイト思ヒマスコトハ、此法律ノ機構、仕組ミト云フカ、立法技術ト云ヒマスカ、此法律ノ作リ方ガ斯ウ云

ナク、此法律案ハ二百万ノ農家ガ生産スル

一億万貫近イ蘭ノ處理形態ニ、一大變革ヲ加ヘントスル重要法案デアリマシテ、其影響スル所ハ實ニ非常ニ範圍ガ廣イノデアリ

マスガ、サウ云フ大キナ經濟機構ノ變革ヲ企テル法律案トシテ、條文ヲ拜見致シマス

ト、タツタ十條ニナッテ居ルノデアリマス、而モ其法律ノ十條ノ中デ、六條、七條、八

條、九條ノ四箇條ハ、要スルニ罰則ノ規定

デアル、十條ハ例外規定ニ過ギマセヌ、デ

スカラ本當ノコトヲ言ヘバ、此法律ニ依ツ

テ一億万貫ノ蘭ノ處理形態ニ變革ヲ加ヘヨ

ウトスル法律ハ、僅ニ五箇條ニ要約セラレ

テ居ルト言フコトガ出來ルノデアリマス、

斯ウ云フヤウナ僅カナ條文ノ中ニ、斯ウ云

ヘ堪ラヌコトダト思フノデス、若シ農林大臣ガ官僚出身ノ農林大臣ナラバ、私ハコンナ

コトハ實間セヌケレドモ、生抜キノ政黨員、生

拔キノ政黨ノ大臣デ、而モ職ノ農林ニ奉ゼラレ

テ居ルノデアリマスカラ、斯ウ云フヤウナ問題ニシテ、モット丁寧親切ニ命令事項ニ讓ラ

ズニ、此法律ノ條文ヲモット、ウント殖シマ

シテモ、議會ニ於テ十分其法律ノ內容、運用

ニ付テ疑ナキマデニ徹底的ニ審議スルヤウ

ニ、法律ヲ御作リニナカル意思ガナカッタカド

ウカ、是ハ此問題ニ限ラズ、將來ノ議會政治

ノ信用上ニ於テモ重大ナ意義ガアルト存ジマスノデ、此點ニ付テノ政府ノ所信ヲ承

タイノデアリマス(拍手)

アトノ問題ハ聊カ數字ト細カイ議論ニナ

リマスカラ、私ハ故ラニ之ヲ委員會ニ讓ル

唯議會ニ法律ノ殘骸ヲ出シテ協贊ヲ

テ、サウシテ法ノ實際ノ運用ニ付テハ官僚

ガ勝手ニヤルト云フ結果ニナリハセヌカト

思フノデアリマス(拍手)一體今日議會政治

ガ貧困ダトカ何トカ言ヒマスケレドモ、其

由テ起ル所ハ、法律ノ中味ハ議會デ十分審

查シナイデ、大事ナ點ヲ官僚ニ譲ルト云フ

ニカ生蘭取引ヲ許スヤウデモアルシ許サヌ

ヤウデモアル、一向譯ガ分ラヌノデアリマス、農林省デ發表シタ產繩處理統制法案ノ

議會デ協贊シタ普通選舉法ハアンナ沒常識ナモノデハナカッタ思ツテ居ルケレドモ、

其實施ノ結果ヲ見ルト、マルデ官僚ニ細工

サレテシマッテ、吾々ノ作ツタ法律トハ違ツ

タ法律ガ行ハレルヤウナ感ジガ私ハ致スノ

デアリマス、ソレニ付テ江木冷灰博士ガヨク言ハレタコトデアリマスケレドモ、今日

ノ日本國民ニハ自由ハナイノダ、憲法デ自由ヲ與ヘテ居ルト云フケレドモ、其自由ハ

法律デ全部奪ツテシマッテ居ル、其自由ヲ奪

フ法律ヲ作ルコトニ自分達ハ一生懸命ニナツ

テ居ルト言ハレタケレドモ、今日デ見マス

ト、法律デ與ヘタ自由ハ、命令デ奪ハレテ

シマッテ居ル、斯ウ云フヤウナ法律デ吾々ノ

經濟生活ヲ律セラレルト云フコトハ、私共

テ居ルト言ハレタケレドモ、今日デ見マス

ト、法律デ與ヘタ自由ハ、命令デ奪ハレテ

シマッテ居ル、斯ウ云フヤウナ法律デ吾々ノ

ネルコトニシタノデアルト、斯ウ書イテア  
ルノデアリマス、一體是ハドウ云フ意味ナ  
ノデアリマスカ、通常ノ場合ニ於ケル一般  
ノ客觀的判断ニ依ル認定ニ委ネルト云フコ  
トヘ、具體的ニ申セバドウナルノデアルカ、  
此點ヲ一つハッキリ承ッテ置キタイノデアリ  
マス

次ニ御伺シテ置キタイコトヘ、此法律案  
ノ期スル所ハ、所謂五年計畫トカ云フノデ、  
一千二百万圓ノ豫算ヲ伴ウテ產蘿處理ニ必  
要ナ各種ノ設備ヲ爲サル、其最モ大イナル  
モノハ、所謂乾蘿設備デアルコトハ當然デ  
アリマス、其乾蘿設備ヲ爲スニ當ツテ、四割  
ノ助成金ヲ與ヘテ、殘リノ六割ヲ養蠶農家  
ノ負擔ニサセヨウト云フノガ、此法律案ノ  
内容デアルト承知致シテ居リマス、是モ農  
村窮乏ノ認識ノ問題ニナリマスケレドモ、  
現在ノ窮乏シタル農村ニ於テ、四割ノ補助  
金ヲ貰ッテ、六割ヲ農家ガ負擔シテ乾蘿ノ設  
備ヲスルト云フコトガ、事實上ニ於テ負擔  
力アリト御覽ニナルカドウカ、之ヲ私ハ伺  
テ見タイノデアリマス、第六十七議會ノ本  
法委員會ニ政府ノ提出シタ資料ニ依リマス  
ト、乾蘿組合ノ開定設備費ハ三万五千貰ノ保  
管能力ノアル倉庫ト、一晝夜ニ二万三千五  
百貰ノ蘿ヲ本乾ニスル能力ノアル裝置ヲ備  
ヘル爲メノ設備費ガ、五万二千五百圓掛ル  
アリマシタ、私共ノ知レル所ニ於テハ、  
立川ニアル東京乾蘿倉庫ノ實例ニ依リマス  
ト、八万八千六百三十五圓掛ツテ居ルノデ  
アリマスカラ、政府ノ五万何ガシト云フ見  
積ハ少キニ失スルト思ヒマス、併シ假ニ政  
府ノ言フガ如ク五万二千五百圓デ、一乾蘿  
倉庫ノ設備ガ整フモノト致シマシテモ、之  
ヲ四分六ニ分ケレバ、養蠶家ノ負擔ハ實ニ  
三万一千圓ト云フ莫大ナモノニナリマス、  
蘿ヲ乾燥シテ藏ツテ置ケバ直チニ値ガ勝ツテ  
來ルト云フノナラ、此位ノ金ハ出シテモ宜  
イケレドモ、乾燥シテ藏ツタカラト云ツテモ

蘿ガ騰ルモノトハ決ツテ居リマセヌ、其金ガ  
現在アルカ——ナケレバ貸シテヤルト言フ  
ケレドモ、一體値ガ騰ルカ下ルカラ分ラヌヤ  
ウナ設備ニ、而モ一年ノ間ニ精々三週間位  
シカ使ハナイ設備ニ對シテ、今日ノ疲弊シ  
タ農村ニ、三万、四万ノ負擔ヲ強制シテ、  
ソレデ養蠶家ガ立行クト思ハレルカドウ  
カ、此施設ハ結局ニ於テハ唯サヘ借金地獄  
ニ苦ンデ居ル今日ノ養蠶農家ヲ、更ニ地獄ノ  
深ミニ陥レルヤウナ結果ニナラナケレバ幸  
ダト私ハ思ヒマス、現ニ政府ガ過去十數年  
ニ互ツテ四割ノ補助ヲ與ヘナガラ——總支  
出金額ハ約三百万圓ト言ハレテ居リマスガ、  
三百万圓ノ補助金ヲ與ヘテ乾蘿設備ヲ獎勵  
シタ其實績ハドウデアリマスカ、中ニハ二  
三成績ノ、マアドウカスウカト云フヤウナ  
モノモアルヤウズケレドモ、大部分ノ乾  
蘿組合ハ赤字グラケト云フノガ、現在ノ實情  
デアルト私共ハ承知致シテ居ルノデアリマス  
(拍手)一體新シイ政治ハ化學ノ實驗ヲ重ン  
ジナケレバナラヌ筈ノモノナシニアル虞レ  
ガ十分アルト、私共ハ心配スルノデアリマ  
ス(ヒヤー)ソコデ政府ハ、此施設ヲ實  
行シヨウトスルナラバ、現在赤字ノ組合方  
アル、其組合製絲ノ赤字ニ對シテ、是カラ  
出来ル蘿ヲ供給スル場合ニハ、其過去ノ赤  
字ニ付テハ、過去ノ赤字ヲ埋メル爲ノ供給  
ハ強制シナイ、是カラ供給シタモノニハ、  
ソレ相當ノ代價ハ拂ヘレルノデアルト云  
フ、何等カノ安心出來ル施設デモ、御持チ  
シテ居ルノダカラ仕方ガナイ、オ前達ハ今  
マドノ赤字ノ爲ニ、是カラ作ル蘿ハ當分只  
デ供給シロト云フヤリ方デアルトスレバ、  
養蠶家ニ取ツテ甚ダ迷惑デアルト私ハ思フ  
ノデアリマス(拍手)

此ヤリ方ニ、多少ノ無理ガアルノデハナイ  
カ、ソコデ御伺致シタイノハ、政府ハ此際  
養蠶家ノ爲メト仰シヤルナラ、何モ四割ナ  
ント云フケチナコトヲ言ハズニ、出來ルナ  
ラバ全額ヲ、或ハ七八割マテラ政府ノ補助  
ニ依ツテ乾蘿ノ施設ヲ希望スル養蠶家ニ、乾  
蘿設備ヲ持タセルト云フ、思切ツタ經綸ヲ御  
持チニナツテ居ルノカドウカ、此點ヲ御伺シ  
テ置キタイノデアリマス

ソレカラモウツ御伺シテ置キタイコト  
ハ、御承知ノ通り今日組合製絲ノ中ニハ、  
成績ノ好イモノモ澤山アリマスケレドモ、  
例へバ愛知縣トカ、群馬縣トカ、埼玉縣ト  
カ、長野縣トカ、サウ云フヤウナ生蘿取引  
ノ機構ガ完備シテ居ル處ニハ、生蘿取引ヲ  
禁止スルヤウナコトハナイ、又隨テ乾蘿ヲ  
強制的ニ指導スルヤウナコトハナイカラ、  
安心シテ居レト云フ風ニサヘ言ハレタト聞  
ニ加盟シテ居ル人々ノ供蘿確保ト云フコト  
ニナル、即チ組合製絲ニ加盟シテ居ル人々  
ニ否應ナシニ負擔義務額ダケハ現在赤字宇  
ヲ脊負ツテ惱シゲ居ル組合ニ、供蘿シナケレ  
バナラヌト云フ結果ニナツテ來マス、若シサ  
ウ云フコトニナリマスト、今日ノ養蠶家ハ  
組合ニ加盟シテ居ルガ爲ニ、見ス——借金  
ノ穴埋メニスル爲ニ、自分ノ取ツタ蘿ヲ供  
蘿シテ、當分其代價ヲ拂ツテ貰ヘナイ、拂ツ  
テ貰ヘテモ其代價ハ極メテ一小部分ノ代價  
シカ、拂ツテ貰ヘナイト云フ結果ニナル虞レ  
ガ十分アルト、私共ハ心配スルノデアリマ  
ス(ヒヤー)ソコデ政府ハ、此施設ヲ實  
行シヨウトスルナラバ、現在赤字ノ組合方  
アル、其組合製絲ノ赤字ニ對シテ、是カラ  
云フヤウナ、政府ガ認メテ以テ生蘿取引ヲ  
居ルノデアルカ、具體的ニ、例ヘバ愛知縣  
其政府ノ認定スル所ノ、生蘿取引ガ今後、  
將來永ク自由ニ許サレルデアラウト云フ地  
域ハ、一體何處々々ヲ指シテ狃ヒ所トシテ  
居ルノデアルカ、具體的ニ、例ヘバ愛知縣  
ハ今マデ通リ、群馬縣ハ今マデ通リデ宜シ  
イ、或ハ何處其處ハドウ云フ工合ニ、サウ  
云フヤウナ、政府ガ認メテ以テ生蘿取引ヲ  
居ルケレドモ、國家ノ施設ニ依ツテ自分達ノ  
生活ハ根柢カラ覆サレントシテ居ルトノ  
憂慮ヲ抱イテ居ル生蘿問屋ノ諸君ニ對シテ  
モ、政府ノ爲スベキ當然ノ責任ナリト私ハ  
考ヘルノデアリマス(拍手)以上ノ數點ニ付  
テ政府ノ明快、端的ナル御答辯ヲ得タトイ  
思ヒマス(拍手)

○國務大臣(島田俊雄君登壇) 鈴木君ノ御質問  
中、第一ノ此法案ノ立法技術ニ關スル點、  
即チ各種ノ條項ニ於テ命令ニ讓ツテ居ル場  
合ノ多イ點ニ付テ御指摘ガアリマシタガ、  
是ハ所謂委任命令ノ方法ト云フコトガ、立  
法技術トシテ正式ナモノデナイト云フコト  
ニ付テハ御同感デアリマス、隨テ法律ヲ制  
定スル場合ニ、成ベク詳細ニ的確ニ法文中  
ニ之ヲ掲ゲテ、其規定ヲ命令ニ讓ルコトヲ  
ニ付テハ御同感デアリマス、隨テ法律ヲ制  
定スル場合ニ、成ベク詳細ニ的確ニ法文中  
ニ之ヲ掲ゲテ、其規定ヲ命令ニ讓ルコトヲ  
避ケルノガ宜シイト云フコトニ付テハ、全  
然同感デアリマス、併ナガラ經濟上ノ活動  
等ニ關スル事柄、サウ云フモノニ付テハ、  
即チソコニ委任命令ノ弊モアルノデアルガ、

ソコニハ法律ノ如ク改廢容易ナラザル形ニ於テ、之ヲ定メテ置クト云フコトノ事實ニ於テ、甚ダ不便不利ヲ醸ス場合ガ多イト云フコトモ考ヘナケレバナラヌノデアリマシテ、ソコニ委任命令ノ程度ヲ如何ナル所マデ實際ニ現ハスカト云フコトハ、即チ所謂立法技術ノ問題ニナノルデアリマシテ、只今御指摘ニナツタヤウナ論法ヲ以テ之ヲ論ジマスレバ、委任命令ニシタ所ガ多イガ故ニ、ナイカト言ハレバ、多イト云フコトヲ率直ニ承認スルノ外ハナイノデアリマスガ(拍手)委任命令ニシタ所ノ部分ガ多イガ故ニ、政府ガ勝手ナ事ヲソレニ隠レテスルノデアルト云フ御推測ハ、又十分ニ之ヲ承服スル譯ニハ行カナノデアリマス、ソコニ活用ガアルト私ハ思フ、殊ニ只今御話ニナリマシタ、私ハ役人ノ生活ノ経験ノ薄イモノデアリマスガ、事實、法律トシテ委任命令ニ讓ツタ場合ニ、其委任命令ニ隠レテ實際適用ヲ受クル所ノ人民ノ不便利ニナル規定ガ設ケラレルト云フコトノ弊害ハ、相當知テ居リマス、故ニ本法案ガ通過致シマシタ場合ニ、是等ノ命令條項トシテ定メラレマスルモノニ付テハ、鈴木君ノ御指摘ノヤウナ弊害ノナキコトヲ期スル意味ヲ茲ニ言明致シテ置キマス

生繭取引ノ事柄ニ付テ段々御話ガアリマシタガ、原則トシテ申上ゲルコトハ、先刻來他ノ質問者ニ申上ゲタ通リデアリマシテ、其如何ナル地方、如何ナル事情ヲ、特別ナル事情若クハ地方ト言フカト云フコトニ付テハ、一例ヲ以テ申上ゲルコトハ固ヨリ出来ルコトデアリマスガ、是ハ委員會ニ於テ政府委員ヨリ詳細ニ、又御意見ヲ伺ヒナガラ申上ゲルコトニ致シタイト思フ、乾繭設備ノ助成ノ爲ニスル所ノ費用ニ對シテ、此割合ガ四割デハ農村ノ實情ニ即シナサイデハナイカト云フ御議論ハ、一應御尤ト拜承致シマスケレドモ、他ノ諸般ノ事情カラ之ヲ

考へ、政府ガ各般ノ農業施設ニ對シ、種々ノ割合カラ考へ、又財政ノ狀態ト云フヤウノコトカラ考ヘマシテ、此四割ノ助成ト云フコトハ、政府ノ助成金トシテハ決シテ少々當事者ガ負擔スルト云フコトニ付テハ、是モ御尤ナ御意見デアリマスガ、ソコニ政府ハ是等ノ人ニ對シテ、事情ニ依リ低利資金ノ融通等ノ途ヲ考ヘマシテ、成ベク其負擔ノ重カラザルヤウニ考ヘテ行クト云フ其精神ニ付テハ御諒解ヲ願ヒタイト思フ

組合製絲ノ問題ニ付テ本法實施ノ場合ニ赤字ノアッタ場合、ソレガ爲ニ組合員ガ損失スルデアラウト云フコトニ付テハ、是ハ御尤デアリマスガ、赤字ヲ持ッテ居ル所ノ組合ニ對スル其組合ノ更生ノ方策ニ付テハ、別ニ研究シ、別ニ其方策ヲ考ヘナケレバナ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマンタ、日程第ラメント云フコトノナイヤウニシナケレバナ

テ居ル組合ノ組合員ガ、特ニ損耗ヲスルト云フヤウナコトノナイヤウニシナケレバナ

ラメント云フコトハ、政府ニ於テモ左様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、是ダケラ御答致シテ置キマス

○鈴木正吾君 簡單デスカラ自席カラ……

第四 昭和六年法律第四十號中改正法律案(重要產業ノ統制ニ關スル件)(政府提出)

第一讀會 第一條ノ四 重要ナル產業ヲ營ム者ニシテ其ノ生產高又ハ販賣高ガ當該產業ニスル事業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル事項ヲ

○松永東君 日程第一乃至第三ノ三案ヲ一括シテ、議長指名二十七名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

ニ付テ御説ヲ致シマス

○松永東君 日程第一乃至第三ノ三案ヲ一括シテ、議長指名二十七名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマンタ、日程第ラメント云フコトノナイヤウニシナケレバナ

テ居ル組合ノ組合員ガ、特ニ損耗ヲスルト云フヤウナコトノナイヤウニシナケレバナ

ラメント云フコトハ、政府ニ於テモ左様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、是ダケラ御答致シテ置キマス

○鈴木正吾君 簡單デスカラ自席カラ……

第一條第一項中「同業者二分ノ一以上ノ加盟アルトキハ」ヲ「加盟者ノ員數方同業者ノ二分ノ一以上ナルトキ又ハ加盟者ノ三分ノ二以上ナルトキハ」ニ、同條中「主務大臣」ヲ「政府」ニ改ム

第二條中「主務大臣」ヲ「政府」ニ「加盟者ノ三分ノ二以上ノ販賣高ガ同業者ノ生產高若ハ販賣高ノ二分ノ一以上ナルトキハ」ニ、ニシテ其ノ生產高又ハ販賣高ガ加盟者ノ生產高又ハ販賣高ノ三分ノ二以上ヲ占ムモノモノ」ニ改ム

第二條ノ二 政府生産制限又ハ操業縮減ニ關スル協定ニ付前條ノ命令ヲ發シタ

第一條ノ三 第二條ノ規定ニ依ル政府ノ命令ニ對シ業務ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第六條第一項中「第一條第一項」ノ下ニ三若ハ第二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ對シ業務ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第六條第一項中「第一條第一項」ノ下ニ三若ハ第二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ對シ業務ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

〔第二條ノ三又ハ第二條ノ四第一項〕ヲ加フ

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第一 第二條ノ規定ニ依ル政府ノ命令ニ違反シ當該結制協定ニ依ラザル者

第二 第二條ノ二ノ規定ニ依ル政府ノ命令ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ企業ノ新設又ハ生產設備ノ擴張ヲ爲シタル者

付命令ヲ以テ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

ノ爲其ノ統制協定ニ依ル共同販賣ニ關スル事業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル事項ヲ政府ニ届出ヅベシ

第二條ノ四 重要ナル產業ヲ營ム者ニシテ其ノ生產高又ハ販賣高ガ當該產業ニ於ケル生產高又ハ販賣高ノ二分ノ一以上ヲ占ムモノハ命令ノ定ムル事項ヲ

政府ニ届出ヅベシ

第三條 政府第一條ノ統制協定又ハ前二條ノ規定ニ該當スル者ノ生產若ハ販賣ノ數量、販賣價格若ハ之ニ影響ヲ及ボスベキ取引條件ガ商品ノ圓滑ナル供給ヲ妨げ又ハ不當ニ價格ヲ騰貴セシメ若ハ價格ノ低落ヲ阻止シ其ノ他當該產業ノ變更又ハ取消其ノ他公益上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一條ノ統制協定ノ加盟者若ハ統制協定ニ加盟セザル同業者又ハ第二條ノ三若ハ第二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ對シ業務ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第六條第一項中「第一條第一項」ノ下ニ三若ハ第二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ對シ業務ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

〔第二條ノ三又ハ第二條ノ四第一項〕ヲ加フ

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第一 第二條ノ規定ニ依ル政府ノ命令ニ違反シ當該結制協定ニ依ラザル者

第二 第二條ノ二ノ規定ニ依ル政府ノ命令ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ企業ノ新設又ハ生產設備ノ擴張ヲ爲シタル者

付命令ヲ以テ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

三 第三條ノ規定ニ依ル政府ノ命令ニ  
從ハザル者

第九條及第十條中「重要ナル産業ヲ營ミ若ハ  
營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第二  
條ノ四ノ規定ニ該當スル者」ニ改ム  
附則第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ改ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(國務大臣小川郷太郎君登壇)

○國務大臣(小川郷太郎君)只今上程セラ  
レテ居リマスル昭和六年法律第四十號中改  
正法律案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ簡單  
ニ説明致シマス、昭和六年法律第四十號、  
即チ重要産業ノ統制ニ關スル法律ノ制定セ  
ラレマシタ趣旨ヘ、立法當時ノ不況期ニ際  
シマシテ、無統制ニアタ我ガ産業界ニ、適  
正ナル規律統制ヲ與ヘテ業界ヲ安定セシメ、  
國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ルコトニアリ  
マシタノデアリマスガ、同法ハ本年八月十  
日ヲ以テ其有效期間ガ満了スルノデアリマ  
ス、併ナガラ時代ノ情勢ニ即シタ産業統制  
ノ強化ハ已ムヲ得ザル所デアリマシテ、產  
業界ガ好調ニナリマシテモ尙ホ適正ナル統  
制ノ助長ハ之ヲ圖ラナケレバナリマセヌ、  
即チ必要已ムヲ得ザル場合ニハ産業自由ノ  
原則モ之ヲ制限シ、適宜許可制度ヲ布キ得  
ルヤウナ途ヲ開キマスト、同時ニ、他方最近  
ノ經濟情勢ニ應ジ、依存産業又ハ一般消費  
者ノ利益擁護ヲ期スル爲ニ、公益的見地ニ  
立テ、所謂「カルテル」以外ノ企業獨占體  
アル共販會社ヤ「トラスト」ヲ取締ルノミ  
ナラズ、是等ノモノノ經濟力濫用ヲ防止ス  
ル爲ニハ、特ニ價格ニ付キマシテモ相當干  
涉シ得ルヤウナ、適當ナ方策ヲ講ズル必要  
ガアリマス、仍テ同法ヲ改正致シマシテ、  
施行期間ヲ更ニ五箇年延長致シタイト考ヘ  
マシテ本案ヲ提出シマシタ次第アリマス、  
今改正ノ主要ナル點ヲ申上ゲマスレバ、第

一へ適正ナル統制助長ノ實ヲ擧ゲマス爲ニ、  
第一條ノ規定ニ依ツテ「アウトサイダー」等  
ニ對シテ統制服從命令ヲ發シマシタ場合ニ  
レ、適切ナル改正好施シマシテ今議會ノ  
業ヲ爲シ得ザルヤウ、許可制ヲ布キ得ル途  
ヲ開キマシタコト、第一、共同販賣事業ヲ  
營ム者ヤ、所謂「トラスト」ヲ取締ルコトニ  
致シマシタコト、第三、一般消費者ノ利益  
ヲ擁護シ、其他公益的監督ニ遺憾ナカラシ  
ムル爲メ、十分ナル考慮ヲ用ヒマシタコト  
ニアリマス、其他行政ノ實際ニ徵シマシテ  
不備ノ點ヲ二三改正致シマシタガ、是等法  
案ノ細目ニ瓦ル説明ハ、委員會等ニ於キマ  
シテ之ヲ申上ゲルコトニ致シタイト思ヒマ  
ス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛アランコト  
ヲ希望致シマス(拍手)  
○議長(富田幸次郎君) 質疑ノ通告ガアリ  
マス、之ヲ許シマス——小山倉之助君  
〔小山倉之助君登壇〕

○小山倉之助君 私ハ只今上程ニナリマシ  
タ重要産業統制法中改正セラレマシタ點ニ  
付テ質疑ヲ試ミルノデアリマスガ、各派協  
定ニ於キマシテ三十分内ニ質疑ヲ打切レト  
云フコトデアルサウデアリマスガ、相成ベ  
クハ其協定ニ從ヒマス積リデアリマスガ或  
ハ多少ノ時間ノ延長ガアルカモ分リマセヌ  
カラ、此點豫メ御諒承ヲ願ヒタイノデアリ  
マス 現行重要産業統制法ハ昭和六年濱口内閣  
ノ時ニ、第五十九議會ニ於テ通過セラレタ  
モノニアリマシテ、只今商工大臣ノ御説明  
ニナリマシタル通り、來ル八月十一日ヲ以  
テ其期限ガ終ルノデアリマス、隨テ此議會  
ニ於テ御協賛ヲ得ルニアラザレバ、一時中  
達シタノデアリマシタガ、此時ニ初メテ生  
産過剩ヲ制壓シ、無秩序ヲ改メ、不當競争  
ノデアリマス、此情勢ハ亞米利加ノ恐慌ト  
世界ノ恐慌相續イテ、我ガ經濟界ニ絶大  
なる影響ヲ與ヘタノデアリマシテ、更ニ混  
亂ノ状態ヲ深メタノデアリマス、而シテ  
此情況ハ昭和五六年度ニ至リマシテ頂上ニ  
達シタノデアリマシタガ、此時ニ初メテ生  
産過剩ヲ制壓シ、無秩序ヲ改メ、不當競争  
ヲ矯メマシテ、產業界ニ規律統制ヲ與ヘ、  
合理的經營ノ下ニ設備機械ノ改善ヲ行ヒ、  
技術ノ向上ヲ圖リ、生產費ヲ低下致シマシ  
テ、優良品ヲ製造シテ以テ海外ノ市場ノ開  
拓ヲ圖リ、内ヘ消費者層ニ低廉優良ノ商品  
ヲ提供スルコトニ努力シマセヌケレバ、

又情勢ニナツテ居ルノデアリマス、此法律ノ  
特別議會ニ於テ協賛ヲ與ヘナケレバナラ  
タカモ知レナインデアリマス、合理的經營  
ト規律ノ統制トハ當時急務中ノ急務デアッ  
タノデアリマス、此際ニ生レタ現行統制法  
ニアリマスカラ、其歸スル所ハ隨テ專ラ企  
業ノ統制ニ傾キマシテ、其結果ハ「カルテ  
ル」ノ強化トナリ、一般消費者ノ爲ニ公益規  
定ガ存在致シマシテモ、積極的ニ發動致シ  
タコトハ淘ニ稀デアッタノデアリマス、即チ  
專ラ産業保護助長ノ意味カラ致シマスル規  
律統制ヲ主トシタ感ガアリマシテ、指定セ  
ラレタル産業ノ二十四ノ中ニ於キマシテ  
モ、製造業或ハ販賣業ニアリマシテ、殆ド  
生産制限トカ、販賣價格ノ協定トカ、共同  
販賣トカ、各種ノ協定ノ下ニ只管産業ヲ生  
カシ、無秩序ヲ改メ、不當ノ競争ヲ防止シ  
テ、各種ノ産業ノ健全ナル發達ヲ圖ルコト  
ニ全力ヲ注イグ如ク思ハル、ノデアリマス、  
然ラバ此統制法ハ如何ナル功績ヲ現ハシマ  
シタカ、今回將ニ期限ノ切レヤウト致シマ  
スルニ際シマシテモ、數項ノ改正ヲ致シマ  
シテ、之ヲ存續スルモノハ殆ド絕對多數ヲ  
占メテ居リマシテ、反對ノ影ヲ見ルコトガ  
出來ナインデアルコトヲ以テ見マシテモ明  
白デアリマス、又最近加奈陀、亞米利加ヲ旅  
行致シマシテ歸朝シ致マシタ、某貴族院議  
員ノ旅行談トシテ發表セラレタモノヲ見マ  
シテモ、米國デハ「エヌ・アール・エー」ヲ敢  
行シテ經濟界ニ立直シテ企圖シテ居リマス  
ガ、經濟界不況ノ際ニ於テ、我ガ國民方朝  
野協力シテ、合理的經營ノ爲ニ勞働時間ノ  
延長ニモ甘ンジ、職首ニモ甘ンジ、賃銀ノ  
低下ノ如キ苦痛ヲモ忍ビマシテ、此經營方  
法、機械ノ改善、無駄廢止等ニ涙グマシイ  
ガ一名ニ付キ一箇月三十弗ノ手當ヲ受ケ、  
外ニ妻子一人ニ付キマシテ一箇月五弗ノ手  
當或ハ給與ヲ受ケテ居リマスルコトカラ、



リマスガ、政府ハ果シテドノ點ヲ標準トシテ  
公正ナル利益ト見、消費者ニ公正ナル利益  
ヲ與ヘルト見ルカ、此點ニ付キマシテ政府  
ノ所見ヲ伺ヒタイノデアリマス、御承知ノ  
如ク高價ナル商品ヲ國民大衆ニ供給致シマ  
スコトハ、公益規定ニ反スルノデアリマス、  
一旦生産者ガ定マリマシテモ、今度ヘ利潤ヲ  
ノ問題トナルノデアリマスガ、政府ハ生産  
費ヲ基礎ト致シマシテ、何割程度ノ利潤ヲ  
以テ公正ナリト見ルヤ、一割トスルカ、二  
割トスルカ、或ハ三割トスルカ、ソレ以上  
ハ公正ナル利益ヲ害スルモノト見ルヤ、生  
産費ヲ何處ニ置クカト云フコトニ依リテ、大  
ナル相違ガ起ルノデアリマス、即チ上部、  
最モ優レタル設備ヲ基準ト致シマシテ生産  
費ヲ採リマスレバ、多少ノ利潤ガアリマシ  
テモ我慢ガ出来マセウガ、最モ劣レル設備  
ヲ基準ト致シマシタナラバ、五分ノ利益デ  
モ是ハ不證當ナリトノ見解ガ起ルデアリマ  
セウ、政府ハ其點ニ付テドウ云フ風ニ御考  
ヘニナルカ、御意見ヲ伺ヒタイノデアリマ  
ス、ソレカラ最モ優レタル設備ヲ基準ト致  
シマスコトハ、一般公益ヲ擁護スル所以デ  
アリマスカラ、隨テ劣等ナル設備ハ之ヲ廢  
除スルト云フコトニ努メナケレバナラヌノ  
デアリマシテ、斯様ニ致シマスコトガ、國  
家ノ健全ナル經濟發達ヲ期スル所以デアリ  
マスガ、此舊式設備機械ノ廢止又ハ改善ヲ  
スル意思ガ政府ニアリヤ否ヤ、若シ斯様ナ  
意思ガアルト致シマスレバ、ドノ法律ヲ以  
テ——此法案ニ於キマシテハ、ドノ法文ヲ  
以テ之ヲ實現スルコトガ出來ルカ、此點ニ  
付テ御示ヲ願ヒタイノデアリマス  
ソレカラ更ニ御質問ヲ申上げタイノデア  
リマスガ、本統制案ハ内地ニ於テ行ハレル  
ノデアリマスガ、重要ナル產業デ、現ニ政  
府ヨリ指定セラレテ居リマスルモノデモ、  
朝鮮、臺灣、樺太ナドノ外地ニ於テ經營セ  
ラレテ居ルモノガアリマス、又内地工業

家ニシテ外地ニ工場ヲ新設シテ居ルモノアリマスガ、本案ハ外地ニヘ適用セラレナイノデアリマスカラ、統制上尠カラザル困難ヲ覺エテ居リマス、例ヘバ朝鮮デ製造セラレマスル所ノ「セメント」ガ内地ニ移入セラレタリ、朝鮮ノ疏安ガ外國ニ直接ニ輸出セラレマシタリ、或ヘ内地ニ移入セラレルヤウナ場合ニハ、内地産業竝ニ輸出貿易ノ有效ナル統制ヲ取レナイ場合ガ多ク生ズルノデアリマスルカラ、之ヨリ生ズル弊害モ亦多イノデアリマス、故ニ外地ニモ内地統制法ヲ適用スルカ、又ヘ類似ノ法規ヲ設定致シテ、内地外地ノ連絡ヲ圖ルコトガ必要デアルト思ヒマス、小川商工大臣ヘ此點ニ付テ如何ナル考ヲ持ツテオ居デニナルカ、此點ニ付キマシテ御意見ヲ伺ヒタインデアリマス、又友邦滿洲ニモ重要産業ガ勃興シツツアリマシテ、石炭工業ヘ勿論、化學工業、「セメント」事業ナドモ興リツ、アルノデアリマス、滿洲デ生產セラレマシタ疏安ヘ我國ノ疏安統制上如何ナル影響ヲ持ツカ、日本ノ「セメント」ガ滿洲ニ「ダンピング」シテ居リマスル結果、偶々先方ニ興リツ、アリマスノ「セメント」事業ハ大イナル影響ヲ受ケテ居リマス、斯ウ云フコトモ考慮シナケレバナラヌ重要ナル問題デアル、滿洲ノ生産事業ハ日本ノ資本ガ主デアリマスルガ、滿洲國民ノ資本モ漸次參加シツ、アリマス、斯様ナ形勢デアリマスカラ、先方ニ興リマシタ事業ヲ破壊致シマスルコトハ、日本ノ資本ガ破滅スルノミナラズ、同時ニ滿洲國民ノ資本ヲモ破滅ニ陥レルノデアリマスルカラ、斯様ナコトヲ避ケ得ルヤウニテモ、日本ノ滿洲國資源開拓ノ餘力ヲ蓄積アルト考ヘマス、一方ヨリ見マスレバ、又日本國民ノ海外投資ヲ誘致スル上カラ見マシ

スペカラザル重大ナル案件デアリマス、故ニ満洲國投資ヲ有意義ナランメ、經濟的ニ日本ノ力ヲ満洲ニ進展セシメマスルコトハ、同一産業デアテ、内地ニモ、満洲ニモ、朝鮮ニモアル物ニ當リマシテ、統制ヲ保チ、二重投資ヲ避ケテ、生産費ヲ削チ、無謀ノ競争ヲシナイヤウニ未然ニ之ヲ防止致シマシテ、我ガ投資ヲ最モ經濟的ニナラシメマスコトハ、今日ヨリ留意スベキ重大ナル問題ナリト考ヘルノデアリマス、其弊ニ堪ヘザル實情ニマヂ放任致シマシテ、而シテ後ニ統制ニ着手スルガ如キハ、賢明ナル經濟政策トハ言ハレナイノデアリマス、既國ハ更ニ友邦満洲國ノ隣邦デアリマスル所ノ新興冀東政權ト、翼齊政權ト經濟的連繫ヲ保タナケレバナラヌ立場ニアリマス、既ニ南滿洲鐵道ヲ通シマシテ、最近創立セラレマシタ中興公司ヲ通シテ、兩政權ノ領域内ニ於テ資源ノ開發ニ當ツテ居ルノデアリマシテ、北支一帶ニ於ケル資源ヘ、満洲竝ニ朝鮮ト共通ナルモノガアリマシテ、既ニ内地、外地、満洲ニ於テ進歩發達ルモセノト同種類ノ重要產業ノ開發ニ着手セラレルコトトナルノデアリマセウガ、經濟的相互扶助連繫關係ヲ保タナケレバナラヌ時代ニ、將來ノ見透シノ村ヶテ計畫的產業政策ヲ立ツル必要ガアリマス、斯ル連絡統制ヲ保ツニアラズンバ、豐富ナル資源ヲ有シ、大規模ニ計畫セラルベキ性質、傾向ヲ持チテ居リマスル所ノ満洲竝ニ北支ノ二政權下ニ於ケル產業ノ爲ニ、日本内地ニ於ケル重要產業ノ統制ガ攪亂セラレテ、結局其實ヲ擧ゲ得ザル空法トナリ終ルコトモナイトヘ限ラナイノデアリマス、昨日ノ新聞ニ依ツテ見マスルト、満洲國政府ニ於キマシテモ、重要產業統制法案ガ立案セラレテ、商工省ト協議ヲスル爲ニ、満洲政府ノ日系官吏ガ内地ニ出張スルト云フコトデアリマスガ、洵ニ適切ナル企圖デアルト思フノデアリマ

ス、商工大臣ハ内外地竝ニ満洲國、北支兩政權ト連絡統制ヲ取ルノ意思ガアルカナイカト云フコトニ付テ、御意見ヲ承リタイノデアリマス、満洲國——勿論満洲國、殊ニ北支政權ノ如キハ、全然外國ノ政權アリマスガ爲ニ、其統制手段方法ニ付キキマシテハ、固ヨリ厚薄ノアルベキコトハ當然ニアリマス、唯國家百年ノ大計、産業政策樹立ノ爲ニ深ク此點ニ留意セラレマシテ、連絡ヲ取ラル、意思ガアルカドウカ、將ニ大陸ニ經濟的立脚ノ根據ヲ置カントスル躍進日本ノ岐路ニ立ツテ、庶政一新ヲ企圖シテ居リマスノ内閣ノ經濟大臣ト致シマシテ、小川商相ハ前人未踏ノ大政策ヲ立テ得ベキ絶好ノ機會ヲ與ヘラレテ居ルノデアリマス、猛省一番此政策樹立ノ爲ニ蹶起セラレンコトヲ望ムノデアリマス

業ヲ目標トスルカト云フコトヲ決定スルノデアリマス、事業家ハ斯様ナ届出ニ付キマシテヘ少カラズ迷惑ヲ感ジテ居リマシテ、之ヲ緩和セラレントヲ希望シテ居ルノデアリマスガ、此厭ガルコトヲ決定スル重要ナル任務ヲ、此統制委員會ガ持ツテ居ルノデアリマス

其外公益ノ規定、如何ナルモノガ公正ノ利益デアルカ、ドノ程度ニ價格ヲ決メルコト、ドノ程度ニ制限ヲスルコト、斯ウ云フ事柄ガ、國民ノ公正ナル利益、一般消費者ノ利益ヲ害スルカト云フヤウナコトモ決メルノデアリマス、頗る重要ナル任務ヲ持ツテ居ルノデアリマス、斯ノ如ク統制委員會ハ本法運用ニ關シマシテハ、絶大ナル權限ヲ有スルモノデアリマシテ、統制委員會ノ議ガ主務大臣ノ意思ト反對ナル場合ニハ、主務大臣へ自分ハ必要デアリ、有效デアリ、適切デアリト信ジマシテモ、施スペキ手段ガ全然封ゼラレルノデアリマス、ソレダケ權威ノアル法案運用ニ關シテ重大ナル役割ヲ演ズルモノデアリマスカラ、其選定ニ當リマシテハ國家ノ智能ヲ集メナケレバナリマセヌ、特ニ公益規定ヲ實行スル上カラ申シマスレバ、消費者大衆ヲ代表スベキ練達堪能ニシテ公平ナル人物ヲ選バナケレバナリマセヌ、同時ニ又産業及ビ國民經濟ノ實情ニ通曉セル者ヲ選任スルコトハ、絕對ニ必要デアリマス、然ルニ今日マデ統制委員コトシテ選任セラレマシタル方々ノ額觸レヲ見マスト、何レモ練達堪能ノ士デアツテ、産業ノ實情ニ通曉セル者デアルコトハ認メルコトガ出來マセウガ、果シテ國民經濟ノ實情ニ通曉スルカト云フ點ニ付キマシテハ、產業ノ實情ニ通曉セル者デアルコトガ出来少クトモ無條件ニ之ヲ容認スルコトガ出来ナイノデアリマス、即チ各官省ノ高等官ハ結構デアリマス、皆優秀ナル俊髦デアルノデアリマスルカラ、公平デハアリマセウガ、

唯經濟上ノ實情ニ通曉シテ居ルヤ否ヤト云  
フ點ニ付テ疑問ヲ持ツ者デアリマス(簡単  
簡單ニト呼フ者アリ)勿論是等ノ高官ヲ排除  
スル譯ニハ參リマセヌ、又資本家代表者ハ  
三井、三菱系ノ色彩ヲ帶ブル者バカリデア  
リマシテ、練達堪能ノ士デハアリマセウガ、國民  
產業ノ實情ニハ通曉シテ居リ、資本家ノ代  
辨ヲ致シマシテ、產業ノ助長發達ノ爲ニハ  
最善ノ努力ヲ拂フデアリマセウガ、國民  
のノ見地カラ、即チ國民經濟ノ見地カラ、  
消費者大衆ノ利益ノ爲ニ、公益規定ノ發動  
ニソレ程熱心デアルカ否カト云フコトニ付  
キマシテハ、私ハソレニ大イナル疑問ヲ持  
タナケレバナラヌノデアリマス、ソコデ私  
へ簡単ニ進メマスルガ……

イノデアリマス、餘リ議場方ヤカマシイノ  
デ(笑聲)私ノ要領ハ得ラレナイカモ分リマ  
セヌガ、速記錄ヲ能ク御覽下サイマシテ、  
大體ノ意味ヲ御採リ願ヒマシテ御答辯ヲ願  
ヒマス(拍手)  
○國務大臣小川郷太郎君登壇  
問ハ第一ニ公益規定ニ關聯シテ居ルト思フ  
ノデアリマス、是ハ改正ノ眼目ノ一ツデア  
リマス、即チ當該産業、依存産業、及ビ一  
般消費者ノ利益ヲ擁護スル、此一般消費者  
ノ利益ヲ擁護スルト云フコトガ新ニ加ッタ  
眼目デアリマス、其中ニ其規定ヲ運用スル  
ニ當リマシテ、法文ニモ例示的ニ明ニ示シ  
タモノガアリマス、ソレハ生産ヤ販賣ノ數  
量、販賣價格、及ビ之ニ影響ヲ及ボス所ノ  
取引條件ガ商品ノ圓滑ナル供給ヲ妨ガル、  
又ヘ不當ニ價格ヲ騰貴セシメ、若クハ價格  
ノ低落ヲ阻止スル、サウ云フヤウナ場合ガ  
公正ナル利益ヲ害スルモノト認メテ居ル、  
今ノ御質問ニ關聯シテ申シマスナラバ、販  
賣價格デアリマス、其價格ヲドウ云フ風ニ  
定メルカト云フヤウナ御質問ニ承ッタノデ  
アリマス、公正ナル利益ト云フコトト、公  
正ナル價格ノ決定ト云フコトヲ混同セラレ  
テ居ルノデハナイカト思フノデアリマス、  
價格ノ決定ハ勿論生産費ヲ考ヘマス、併シ  
片方ニ需要者デアル消費者ノ方モ考ヘルノ  
デアリマス、生産者ト消費者ト對立シテ考  
ヘテ、公正ナル價格ヲ決メルト云フコトデ  
ヤナイ、兩方考ヘルガ、ソレガ不當ニ價格ヲ  
騰貴セシメル、或ハ不當ニ價格ノ低落ヲ阻止  
スル、サウ云フコトノナイヤウニ、ソレガ  
爲ニ消費者ノ利益ヲ害スルト云フヤウナコ  
トガアヅテハ相成ラヌ、斯ウ云フコトデ茲ニ  
此法文ノ運用ト相成ルノデアリマス、其點  
ニ於キマシテ、私等ハ此法ノ運用ニ付キマ  
シテ、一般消費者ノ利益ヲ擁護シヨウト考

ハテ居リマス  
ソレカラ第二ハ内地、外地、滿洲等ニ關係シテ、統制ノ連絡ニ付テノ御質問ダト承リマシタ、此法ハ勿論内地ニ行ハレルモノデ、統制ノ上ニ於キマシテモ、十分連絡協同ヲ圖リタイト考ヘテ居リマス  
ソレカラ第三ハ統制委員會ノコトデアリマスガ、是ガ重要ナル任務ヲ持テ居ツテ、智能ヲ集メル必要ノアルコトハ小山君ノ御話ノ通リデアリマス、此委員ニ付キマシテ、色々御意見モアリマシタ、御意見ハ拜承シテ置キマス、併シ若シ必要ガアリマスナラバ、今後公益的規定ノ中ニ消費者ノ利益ヲ擁護スルト云フヤウナ、斯ウ云フ重大ナル規定ガ加ハリマシタノデ其運用ニ付キマシテ若シ必要ガアリマスナラバ、臨時委員ヲ任命スルヤウナコトモアルト考ヘテ居リマス、最後ニ合理局ノ擴張強化ヲ圖ル、是ハ御意見デアリマシタノデ、其御意見ハ御希望トシテ承ツテ置キマス、是ダケ御答致シマス（拍手）  
○議長（富田幸次郎君） 片山哲君

ハ必ズ「カルテル」ノ結成ヲ助成スルモノデ  
アル「カルテル」ノ助長デアル、恐ラクヘ「ト  
ラスト」ニ「コンツェルン」ニ進ンデ、共同  
販賣ガ段々ト強化スルニ相違ナイ、利潤ヲ  
擁護シ、消費者ノ立場ヲ考慮セズ、且又價  
格ノ吊上ゲトナリ、勞賃ノ低下ニナルノデ  
ヘナイカト、斯ウ云フ見地ヨリ反対ヲ致シマ  
シタ、ソレ以來今日マデ五箇年經過ヲ致マ  
シタ所、五箇年後ニ於テ本法律ガ如何ナル  
成績ヲ現ハシテ居ルノデセウカ、之ヲ考ヘ  
テ見レバ、吾々ガ指摘致シマシタコトガ果  
シテ事實ニ相違シタカ、又的中シタカト云  
フコトガ、極メテ明瞭ニ分ルト私ハ考ヘル  
ノデアリマス(拍手)ソレハ今日統計ニ依ツ  
テ十分ニ證明スルコトガ出來ルノデアリマ  
ス、即チサウ云フ見地カラ第一ハ本案ハ利  
潤ノ増大、價格ノ暴騰、賃銀ノ低下ト云フ  
コトニ結局ナルノデアツテ、重要産業統制法  
ハ産業ノ進展、消費者ノ利益ヲ十分ニ考慮  
シテ居ナイモノデアルト云フコトヲ、指摘  
スルコトガ出來ルノデアリマス、先ヅ此點  
ニ付テ伺ヒタイト思フノデアリマス

ナツテ居リマス、一番高イ時ハ昭和八年下半期デアツテ十五錢デアリマス、模造紙ノ「ビーナードアリマスガ、昭和六年未ニ於キマシテハ十二錢デアリマスルノガ、一番高イ時ノ昭和九年十一月末ハ十七錢八厘デアリマス、昭和十一年ノ四月ノ價格ハ十六錢デアリマス、ソレダケ本法ノ適用ニ依リマシテ價格ハ上ヅテ居ル、暴騰シテ居ルト云フコトヲ考ヘナケレバナリマセヌ、尙ホ此製紙ニ從事致シテ居リマスル者ノ勞賃ハ、ドウナツテ居ルカト云フコトヲ考ヘテ見タイト思ヒマス、是ハ商工省ノ調査デアリマスガ、之ニ依リマスレバ、昭和五年ハ平均一圓七十七錢、昭和六年ハ一圓七十二錢、ソレガ昭和九年ノ統計ニ於キマシテハ一圓六十五錢デアリマス、即チ本法ノ適用ニ依リマシテ下ヅテ居ルト云フコトガ考ヘラレルノデアリマス、尙ホ製紙業一般ノ賃銀率ヲ指數ニ依ヅテ明ニ致シテ見マスルナラバ、定額賃銀ヲ先づ擧ゲマスルト昭和七年ノ定額賃銀ハ、大正十五年ヲ一〇〇ト致シマスルナラバ、九二・一・デアリマスルガ、本法適用サレテ以來、昭和十年十月ハ八六・九デアリマス、一番高イ時ハ昭和七年ノ四月、段々ト其賃銀平均指數方下ヅテ居リマス、實收賃銀昭和七年ハ九〇・一デアリマスガ、昭和十年十月ハ八九・九ト云フ風ニナツテ居ルノデアリマス、斯ウ云フ風ニ利潤ハ増大シ、價格ハ上リ、賃銀ハ反対ニ下ヅテ居ル、是デモ産業ノ進展トナリ、消費者ノ利益ヲ考へ、且又労働階級ノ立場ヲ十分ニ考慮シタト云フコトガ言ヘマセウカ(拍手)本法ハ明ニ獨占事業ニ産業ヲ進展セシメ、隨テ茲ニ「トラスト」ヲ結成スルヤウニナリマシタ、ソレデ改正法案デ此「トラスト」ヲ取締ラナクテハナラナイト云フヤウナ結果ニ自ラ陥ヅテシマッタノデアリマス、言換ヘテ見ルナラバ、自分デ作ツタ所ノ弊害ノ跡始末ヲ自分デヤラナクテハナラナイト云フ、奇妙ナル現象ニ陥ヅテ居ルノデア

リマス（拍手）改正法案ハ果シテ此弊害ニ著眼シ、此弊害ヲ除去スル實績ヲ擧ゲ得ルヤ否ヤ、改正法案ハ其點ニ於テ效果ヲ發揮スルコトガ出來ルヤ否ヤト云フコトヲ第一點ニ伺ヒタインデアリマス

第二點ニ第三條ノ規定ヘ空文化致シテ居マセヌ、漸ク昭和八年四月ニ此製紙業ニ對シマシテ、商工省當局ハ極メテ微溫的ナ警告ヲ發シテ居ルノミデアリマス、是ハ商工省カラ出シマシタ所ノ重要產業統制法ノ本旨及ビ運用ノ實際ト云フ「パンフレット」デアリマスルガ、其中ニハ昭和八年四月ニ警告ヲ發シタト云フコトガ書イテアリマス、其昭和八年四月、ソレ以來價格ハ果シテドウ云フ風ニナツカ、先程ノ統計ニ依ッテ十分ニ之ヲ知ルコトガ出來ルノデアリマス、警告ヲ發シテ以來紙ノ價格ハ果シテ下ッタカドウカトド空文デアル、何等ノ强行ノ力ヲ持ッテ居ナイノデアリマス、申譯的ニ過ギナイ、單ナル言譯ニ之ヲ書イテ居ルニ過ギナイノデアル、片方ニ於テ「カルテル」ヲ助成シテ置イテ、ソレガ段々「トラスト」ニモ「コンツェルン」ニモ進ムヤウナ狀態ヲ其儘放置シテ置イテ、單ニ看板ヲ茲ニ掲ゲテ居ルニ過ギナイ、申譯的規定ヲ茲ニ置イテ居ルニ過ギナイト考ヘマシテ、第三條ノ空文化ヲ吾々ハ指摘シナケレバナラナイノデアリマス（拍手）即チ此改正案ニ於キマシテモ、此空文化ヲ同様ニ考ヘテ行カナケレバナラヌ、此法律ノ效果ヲ疑ヘザルヲ得ナイノデアリマスカラ、改正案ニ於キマシテ、果シテ此強行規定ガ、即チ取締ノ實ヲ十分ニ擧ゲ得ル效果ヲ持ツヤ否ヤ、改正案ノ效果ヲ吾々ハ疑フ者デアリマス、商工大臣ハ此點ニ於テ如何ナル所見ヲ持テ居ルヤ否ヤヲ伺ヒ

タノデアリマス  
第三點ハ統制委員會ノ活潑ナル活動ヲ求  
メルコトニ付テノ點デアリマスルガ、果シ  
テ活潑ナル活動ヲ爲シ得ル構成ト組織ヲ持ツ  
テ居ルヤ否ヤ、是ハ只今小山君カラノ質問  
ニ依ツテ商工大臣へ答辯サレマシタガ、唯其  
委員ノ顔觸レヲドウスルカト云フヤウナ問  
題デハナクシテ、モット根本的ニ考ヘナケレ  
バナラナノイデアリマス、活潑ナル活動ヲス  
ル爲ニハ、發動條件ヲ決メナクテハナラナ  
イノデハナイカ、此點ヲ商工大臣ニ伺フノ  
デアリマス、隨テ私ハ之ニ對シマシテ、斯  
ウ云フ風ナコトガ必要デナカラウカト思ヒ  
マス、即チ重要產業ノ關係當事者ヲシテ、  
先ヅ原價計算ヲ提出セシメナケレバナラナ  
イ、原價計算ヲ提出セシメマンテ、ソレニ  
基イテ一つノ標準價格ヲ決メルノデアリマ  
ス、其決メマシク標準價格ヲ定メテ、之ヲ  
標準ト致シマシテ、價格統制ヲスルト云フ  
コトデナケレバ、唯人間ヲ斯ウスル、ア、  
スルト云フヤウナコトデハ到底此強行ゼン  
トスル主張ヲ實行スルコトガ出來ナイノデ  
アリマスルカラ、先づ合理的ニ、而シテ科  
學的ニ發動ノ條件ヲ決メテ、標準ヲ明ニス  
ル必要ガアルト思ヒマス、是ナクシテハ到  
底統制委員會ノ活潑ナル活動ヲ望ムコトハ  
斷ジテ出來ナイ（ヒヤ／＼拍手）尙ホ事實  
上ノ問題ニ付テ吾々ヨク聞クコトデアリマ  
スルケレドモ、大藏省ヤ、商工省ヤ遞信省  
ヤ、官廳ノ官吏諸君ガ職ヲ罷メタ後ニ、重要  
ナル產業會社ノ重役ニ多ク就任サレルト云  
フ事實ヲ聞クノデアリマス、是等ノ人人々ガ  
方々ノ會社ノ重役トナシテドン／＼協定ヲ  
ナシ、價格ノ吊上ヲヤル際ニ、果シテ統制  
委員會ガ活潑ナル活動ヲ是等ノ人ニ向ケ得  
ル力ヲ持ブ居ルカドウカ（拍手）ソレハ明  
ニ事實ニ於テ萎縮シテシマフデセウ、論ヨ  
リ證據、制定サレテヨリ以來今日マデ一回  
モ發動シテ居ナイト云フノデアリマス、此





第五條	商工組合中央金庫ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 目的	
二 名稱	
三 事務所ノ所在地	
四 存立期間	
五 出資者タル資格ニ關スル規定	
六 所屬組合又ハ所屬聯合會ノ加入及 脱退ニ關スル規定	
七 資本金額並ニ出資一口ノ金額及其 ノ拂込ノ方法	
八 剰餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル 規定	
九 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法	
十 出資者ノ権利義務ニ關スル規定	
十一 業務及其ノ執行ニ關スル規定	
十二 商工債券ノ發行ニ關スル規定	
十三 役員ニ關スル規定	
十四 會議ニ關スル規定	
十五 會計ニ關スル規定	
十六 公告ノ方法	
第七條	商工組合中央金庫ノ資本金ハ千 萬圓トシ之ヲ十萬口ニ分チ一口ノ金額 ヲ百圓トス
第八條	商工組合中央金庫ハ資本金全額ノ拂込 前ト雖モ總會ノ決議ニ依リ主務大臣ノ 認可ヲ受ケ資本金ヲ増加スルコトヲ得 合又ハ輸出組合聯合會ノ外商工組合中 央金庫ノ出資者タルコトヲ得ズ ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依 リ之ヲ增加スルコトヲ得
第九條	商工組合中央金庫ノ出資者ノ責任ハ其 ノ出資額ヲ限度トス
第十條	政府ハ五百萬圓ヲ商工組合中央 金庫ニ出資ス

政府ハ其ノ出資額ニ對シ設立當初ニ於テ二百萬圓ヲ拂込ミ爾後三年間ニ其ノ殘餘ヲ拂込ムモノトス  
組合又ハ聯合會ハ其ノ出資額ニ對シ設立當初ニ於テ出資額ノ五分ノ一ヲ拂込ミ爾後十年間ニ其ノ殘餘ヲ拂込ムモノトス  
政府ノ商工組合中央金庫ニ對シテ有すべき持分ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第九條 商工組合中央金庫ハ出資者ニ對シ其ノ持分ヲ拂還スコトヲ得ズ  
第十條 所屬組合又ハ所屬聯合會ハ持分ノ讓渡ニ依リテノミ脱退スルコトヲ得  
第十一條 出資者ハ總出資者ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ理事長ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得  
理事長ガ正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル後二週間以内ニ總會招集ノ手續ヲ爲サザルトキハ其ノ請求ヲ爲シタル出資者ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得  
第十二條 商工組合中央金庫ニ非ザルモノハ商工組合中央金庫又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ用フルコトヲ得ズ  
第十三條 本法ニ依リ登記スペキ事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得  
第十四條 本法ニ依リ登記スペキ事項ハ其ノ事實ノ生ジタル後二週間以内ニ之ヲ登記ス  
第十五條 商工組合中央金庫ハ理事長ガ設立委員ヨリ其ノ事務ノ引渡スル受ヶタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス  
ル後二週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ

於テ設立ノ登記ヲ爲スペシ  
登記スペキ事項左ノ如シ  
一 第五條第一號、第二號、第四號、  
第七號及第十六號ニ掲ゲタル事項  
二 事務所  
三 拂込資本金額  
四 設立認可ノ年月日  
五 理事長、理事及監事ノ氏名及住所  
前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ但シ前項第三號ニ掲ゲタル事項ニ付テハ毎事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得  
第六條 設立ノ登記ハ理事長、理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スペシ  
前項ノ登記申請書ニハ、定款、創立總會ノ決議錄、出資ノ引受ヲ證スル書面、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面及申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スベシ  
第十七條 事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事長又ハ清算人全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スペシ  
前項ノ登記申請書ニハ申請人ノ資格ヲ證スル書面及登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スベシ但シ前ニ登記ノ申請ヲ爲シタル申請人ガ同一ノ登記所ニ前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ  
第十八條 解散ノ登記ハ清算人全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スペシ  
前項ノ登記申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及理事長ガ清算人タラザル場合ニ於テハ申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スベシ  
商工組合中央金庫ガ命令ニ因リテ解散シタルトキハ登記所ハ主務大臣ノ囑託ニ因リテ登記ヲ爲スベシ

第十九條 清算人ノ選任アリタルトキハ  
商工組合中央金庫ハ各事務所ノ所在地  
ニ於テ其ノ氏名及住所ヲ登記スベシ  
前項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項中ニ  
變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲ス  
ベシ

第二十條 清算人ニ關スル登記及清算結  
了ノ登記ハ清算人全員ノ申請ニ因リテ  
之ヲ爲スペシ

第二十一條 商工組合中央金庫ニ關スル  
登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ區裁  
判所ヲ以テ管轄登記所トス  
各登記所ニ商工組合中央金庫登記簿ヲ  
備フ

第二十二條 商工組合中央金庫ニハ所得  
稅及營業收益稅ヲ課セズ

第二十三條 民法第四十四條第一項、第  
四十五條第二項第三項、第四十八條、第  
五十九條、第五十三條乃至第五十五條、第  
七十四條及第七十八條乃至第八十一  
條、非訟事件手續法第一百三十八條、第  
百三十八條ノ三、第一百四十條第五號、第  
一百四十一條乃至第一百五十一條ノ六、  
第一百五十四條乃至第一百五十七條、第百  
六十五條、第一百七十二條乃至第一百七十  
六條、第一百七十七條第二項及第一百七十一  
八條竝ニ産業組合法第五條、第十條、  
第十七條第一項、第十八條乃至第二十  
二條、第二十四條、第二十九條乃至第二十  
三條ノ三、第三十三條、第三十四  
條ノ二第一項、第三十五條乃至第三十  
七條、第三十八條ノ一、第三十九條  
第一項第二項、第四十三條、第四十四  
條、第四十八條、第四十八條ノ二、第  
六十條第二項、第六十二條（第一項第



商工組合中央金庫監理官ハ商工組合中

央金庫ノ總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席

シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第四十八條 商工組合中央金庫ノ業務若

ハ財產ノ狀況ニ依リ其ノ業務ノ繼續ヲ

困難ナリト認ムルトキ又ハ商工組合中

央金庫ノ行爲ガ法令、定款若ヘ主務大

臣ノ命令ニ違反シタルトキ若ヘ公益ヲ

害スル虞アルトキハ主務大臣へ左ノ處

分ヲ爲スコトヲ得

一 總會ノ決議ノ取消

二 役員又ハ清算人ノ解任

三 業務ノ停止

四 解散

第五十九條 商工組合中央金庫ハ設立ノ

時ヨリ三十事業年度間政府ニ對シ剩餘

金ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

第七章 罰則

第五十條 商工組合中央金庫ノ理事長、

理事又ハ監事何等ノ名義ヲ以テスルア

問ハズ商工組合中央金庫ノ業務ノ範圍

外ニ於テ貸付若ヘ手形ノ割引ヲ爲シ又

ハ投機取引ノ爲ニ商工組合中央金庫ノ

財產ヲ處分シタルトキハ一年以下ノ懲

役若ヘ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ニハ

之ヲ適用セズ

第五十一條 左ノ場合ニ於テハ商工組合

中央金庫ノ理事長、理事、監事又ハ清

算人ヲ百圓以上過料ニ處ス

トキ

二 行政官廳又ハ總會若ヘ總代會ニ對

シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽

シタルトキ

三 本法ニ依リ行政官廳ノ命ズル報告

ヲ爲サズ、其ノ検査ヲ拒ミ其ノ他行

政官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハザルト

キ

四 本法ニ違反シテ出資者ノ持分ヲ拂

戾シタルトキ

五 本法ニ違反シテ出資者ノ持分ヲ取

得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケ

タルトキ

六 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令

ニ違反シテ業務上ノ餘裕金ヲ運用シ

タルトキ

七 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタル

トキ

八 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令

ニ違反シテ商工債券ヲ發行シタルト

キ

九 第三十三條第二項ノ規定ニ違反シ

タルトキ

十 本法ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求

セザルトキ

十一 清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シ

テ辨濟ヲ爲シ又ハ財產ノ分配ヲ爲シ

タルトキ

第十五條 商工組合中央金庫ノ理事長、

理事又ハ監事何等ノ名義ヲ以テスルア

問ハズ商工組合中央金庫ノ業務ノ範圍

外ニ於テ貸付若ヘ手形ノ割引ヲ爲シ又

ハ投機取引ノ爲ニ商工組合中央金庫ノ

財產ヲ處分シタルトキハ一年以下ノ懲

役若ヘ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ニハ

之ヲ適用セズ

第五十二條 左ノ場合ニ於テハ商工組合

中央金庫ノ理事長、理事、監事又ハ清

算人ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

タルトキ

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令

ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ヘ不

正ノ登記ヲ爲シタルトキ

二 本法ニ依ル總會又ハ總代會ノ招集

ヲ怠リタルトキ

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令

ニ依リ事務所ニ備置クべき書類ヲ備

ヘザルトキ、其ノ書類ニ記載スペキ

事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲

シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ

シタルトキ

四 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令

ニ依ル公告ヲ爲シタルトキ

正ノ公告ヲ爲シタルトキ

第五十三條 第十二條ノ規定ニ違反シ

ル者八十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

第五十四條 非訟事件手續法第二百六條

乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料

ニ之ヲ準用ス

附 則

第五十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以

テ之ヲ定ム

第五十六條 政府ハ設立委員ヲ命ジ商工

組合中央金庫ノ設立ニ關スル一切ノ事

務ヲ處理セシム

第五十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主

務大臣ノ認可ヲ受ケタル後政府以外ノ

出資者ヲ募集スベシ

第五十八條 設立委員ハ出資者ノ募集ヲ

終リタルトキハ出資申込書ヲ主務大臣

ニ提出シ商工組合中央金庫設立ノ認可

ヲ申請スベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ

遲滞ナク出資ノ第一回ノ拂込ヲ爲サシ

ムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ

遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

設立委員ハ商工組合中央金庫ノ設立ニ

遲滯ナク創立總會ニ報告スベシ

設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ商工組

合中央金庫理事長ニ引渡スベシ

第六十條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ

外商工組合中央金庫ノ設立ニ關シ必要

ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 登錄稅法第六條第一項第十

一號中「產業債券」ノ下ニ「商工債券」

ヲ、第十九條第七號中「漁業組合聯合

會」ノ下ニ「商工組合中央金庫」ヲ「漁

業法」ノ下ニ「商工組合中央金庫法」ヲ

加フ

印紙稅法第四條第一項第十一號中「漁

業組合聯合會」ノ下ニ「商工組合中央金庫

法」ヲ、第十九條第七號中「漁業組合聯合

會」ノ下ニ「商工組合中央金庫」ヲ「漁

業法」ノ下ニ「商工組合中央金庫法」ヲ

加フ

印紙稅法第四條第一項第十一號中「漁

業組合聯合會」ノ下ニ「商工組合中央金庫

法」ヲ、第十九條第七號中「漁業組合聯合

會」ノ下ニ「商工組合中央金庫」ヲ「漁

業法」ノ下ニ「商工組合中央金庫法」ヲ

庫」ヲ加フ  
〔國務大臣小川鄉太郎君登壇〕

○國務大臣(小川鄉太郎君) 只今上程セラ

レマシタ商工組合中央金庫法案提案ノ理由

ヲ簡單ニ説明致シマス、我國ノ商工業ノ大

部分ハ所謂中小商工業ニ屬シテ居リマシ

テ、中小商工業者ハ我國產業上ニ於テ基礎

的地位ヲ占メテ居リマスノミナラズ、之ヲ

モノト言ハネバナリマセヌ、然ルニ中小商

工業者ハ元來個人トシテハ薄資微力デアリ

マシテ、相互ニ連絡提携ナク、其企業經營

上ニ幾多ノ缺陷ヲ有シ、延イテ金融上ニ於

キマシテモ極メテ不利ナ状況ニ在ルノガ常

デアリマス、之ヲ此儘ニ放置シマスルコト

ハ、我國產業ノ發展竝ニ國力ノ伸暢上、洵ニ

憂フベキ結果ヲ招クノ虞ガアリマスカラ、

政府ニ於キマシテモ夙ニ商業組合、工業組

合及ビ輸出組合ノ制度ヲ設ケ、中小商工業

者ヲシテ自力更生ノ精神ニ基キ組合ヲ營ミ、協同

セシメマシテ、各種ノ共同施設ヲ營ミ、協同

ノ力ニ依リ、各自ノ企業經營ノ改善合理化

ヲ圖ルト共ニ、其信用ヲ向上シ、以テ之ガ

金融ノ圓滑ヲ期シテ居ルノデアリマス、幸

ヒ制度創始以來各組合ハ相當ナル普及發達

ヲ爲シ、其事業成績ノ良好ナルモノ亦少ク

アリマセヌ、併ナガラ商業組合、工業組

合、及ビ輸出組合ハ、從來一般ニ其信用ガ

十分ニ理解セラレズ、爲ニ動モスレバ其資

本ノ融通ニ圓滑ヲ缺キマシテ、事業ノ圓滿

ナル遂行ヲ妨ゲラレルノミナラズ、之ニ依ッ

テ組合ノ健全ナル發達ヲ阻害セラレルコト

モ亦少クナイノデアリマス、斯クノ如キハ

中小商工業者ノ更生ノ爲ニ、甚ダ遺憾ナ次

第デアリマスカラ、此際同業相助ノ精神ニ

依リマシテ、各組合ニ出資ヲ爲サシメ、政府

モ亦之ニ出資ヲ致シマシテ、新ニ商工組合

○議長(富田幸次郎君) 質疑ノ通告ガアリ  
マスカラ之ヲ許シマス——前田幸作君  
(前田幸作君登壇)  
○前田幸作君 關東震災ヲ一大契機ト致シ  
マシテ、上野某商店ガ茲ニ百貨店ナル名稱  
ヲ以テ國內ニ懇ヘマシタ、偶、衣食ニ餓エテ  
居リマシタ時デアリマシタノデ、遂ニ之ニ  
大衆ハ迎合致シマシテ、ソレガ全國ニ波及  
致シマシテ、現在デハ六十有餘軒ノ百貨店  
ナルモノノ認メルコトニナツタノデアリマ  
ス、ソレガ爲ニ二百万ノ中小商工業者ハ前  
ニ百貨店、後ニ産業組合ノ挾撃ヲ受ケマシ  
テ、既ニ金融難ニ次グニ資本難、之ヲバ  
政府ニ向シテ哀願ノ結果、遂ニ商品券法或ハ  
商業組合等々ノ法律ヲ設クルニ至ツタノデ  
アリマスガ、此法律ヲ以テ、ソレ等中小商  
工業者ヲバ完全ニ救濟スルコトハ出來ズ、  
却テ之ヲ逆用サレタカノ如キ觀ガアルノデ  
アリマス、今其内容ヲ一々指適致シマスコ  
トヘ委員會ニ譲ルト致シマシテ、其過去ノ  
取扱ニ於キマシテハ沟ニ遺憾ナ點ガアルノデ  
アリマス、例へバ商業組合法第三條ニ、  
組合ハ統制ヲ行フコトヲ得、其第八條ニ若  
シ統制ヲ紊亂スル者ハ商工大臣之ヲ處分ス  
ト云フ明文ヲ設ケテ居ルノデアリマス、併  
ナガラ前段質問者ノ御意見ノ如ク、未だ曾  
テ一回ノ發動サヘモ見タコトガナイト記憶  
スルノデアリマス、併シ賢明ナル商工大臣  
ハ、過去ノコトヲ以テ將來其人ノシクジリデアルト  
トハ沟ニ遺憾デアツト云フ意味ノ御答辯  
ガアリマシタノハ尤モデアリマス、人一回  
ノ失策ヲ以テ將來其人ノシクジリデアルト

断言スルコトハ、洵ニ越權アリ僭越デア  
ル、ソコデ私ハ過去ノコトハ論ジマセヌ、  
案コソハ、最モ時宜ニ適切シタル所ノ法文  
デアリ、之ヲ活用シ吳レルモノト先ヅ善意  
ニ解釋フシタイノデアリマス、併ナガラ其  
内容ニ付テ逐條的ニ御伺致シマスルニハ、  
相當ナ時間ヲ要シマスルノデ、ソレハ委員  
會ニ讓ルト致シマシテ、サウシタコトヲ審  
議致シマスル爲ニ必要ナル豫備知識ト致シ  
マシテ、私ハ茲ニ一ツ政府ノ根本方針ト云  
フモノヲバ、開キ直テ承リタイノデアリマ  
ス、即チ今回ノ特別議會ハ、國民ヲシテ  
言ハシムレバニ二二六事件ノ銃後ノ議會ト  
斯様ニ申上ゲテモ敢テ憚ラヌノデアリマ  
ス、然ルニ此二二六事件ノ問題ハ、吾々國  
民ガ其全幅ヲ豫メ祕密會議ニ於テ聞カサレ  
タガ如クニ宣傳サレテ居ルノデアリマス、  
國民ヲバ欺瞞シテ居ルノデアリマス、是ニ  
於キマシテ私ハ衆議院規則第九十條及衆議  
院規則第八十四條ニ依リマシテ、緊急動議  
ヲ提出致シマス

○水谷長三郎君　私へ本法案ニ對シマシテ  
以下述べルデアラウ所ノ數點ニ關シマシテ、小川商工大臣ノ御答辯ヲ煩ヘシタイト思フ  
次第デゴザイマス、先づ第一ノ質問ハ、小口金融ニ對スル政府ノ積極的方針如何ト云  
フ點ヲ聽キタイト思フノデアリマス、政府  
ハ金融機關ニ對スル監督指導ノ方針ハ、從  
來金融機關ノ健實性ヲ助長スルト云フ一點  
ニ集中サレ、此點ハ敢テ異議ナインデゴザイ  
マスルガ、併シ現行銀行法實施ノ精神ヲ初  
メトシテ、政府ガ大銀行主義ヲ採リ、銀行  
合併ヲ從通シタ結果ト相俟チマシテ、特ニ  
経費ガ嵩ミ、危険率ガ極メテ多イ此小口金融  
融ニアリマシテハ、唯金融機關ノ健實性ト云  
フ一點ニ拘泥致シマシテ、動モスレバ其活動  
費ガ消極化シ、必要ナル資金ノ供給モ差控  
ヘント云フ結果ヲ生ズルニ至ッタノデアリ  
マス、勿論小口金融ニ對シマシテハ、經費  
ノ負擔ガ嵩ムト云フコトモ吾々ハ認メルニ  
客デハナイ、又危險ノ負擔ノ多イコトモ極  
メテ多イノデアリマスルガ、ソレ故ニコソ、  
此點ニ鑑ミマシテ、政府ハ何等カ積極的ナ  
指導方針ヲ樹立スル必要ヲ感ジナイカ、就  
中政府ハ損失補償、其他具體的ナ方針ヲ以  
テ此缺陷ヲ補ヘトスル考ガアルカドウカ  
ト云フ點ヲ聽イテ置キタイト思フノデアリ  
マス

ト思フノデアリマス  
第三ハ商工中央金庫ト市街地信用組合ト  
ヲ統一スル方針ヘナイカドウカト云フ此點  
ヲ聽キタイト思フノデアリマス、市街地信  
用組合ノ貸出金ヲ用途別ニ見マスレバ、昭  
和十年度末現在、産業組合中央金庫ノ調査  
ニ依ルノデアリマスルガ、商業資金ガ五五・  
九%、經濟資金ガ一四%、工業資金ガ一〇・  
七%、或ハ舊債償換資金ガ六・五%、農業資  
金ガ二・三%、或ハ水產資金ガ〇・八%、其他  
九・八%ト云フ工合ニナツテ居リマシテ、商工  
金庫ト相似寄ツタ所ノ業務ヲ營ンテ居ルコ  
トハ、火ヲ堵ルヨリモ明カズアリマス、政  
府ガ此法案ヲ立案スルニ當ツテハ、市街地信  
用組合ノ擴充、又ハ改組ノ方針ヲ執ラナイ  
デ、別箇ノ機關ヲ創立スルニ至ツタ理由  
ハ、ドウデアルカト云フ點ヲ聽キタイト思  
フノデアリマス、是ハ極ヌテ俗論デアルカ  
モ知レマセヌガ、世間デハ農林省ハ政友會、  
或ハ商工省ハ民政黨ト云フヤウナコトヲ  
言ツテ居ル、少クトモ商工業ノ小口金融ニ付  
テ産業組合ト商工金庫トノ對立、又ハ競争  
ガ起ルヤウナ觀ヲ呈スルト云フコトハ、廳  
テハ農林省對商工省ノ對立、又大ニシテハ  
農村ト都市トノ對立ヲ暗示スルヤウナ結果  
ニナリハシナカドウカト云フ點ニ關スル政  
府ノ意見如何ト云フコトヲ聽キタイト思フ  
ノデアリマス(拍手)  
尙ホ是ハ中島君ガ雛壇ニ居ラレマスカラ  
序ニ聽クノデゴザイマスガ、政府ハ信用組  
合及ビ商工金庫ヲ統一シ、尙ホ其他必要ナ  
ル小口金融機關ヲモ加ヘテ大藏省直轄ノ下  
ニ「金融組合」ノヤウナモノヲ作ル意思ハ毛  
頭ナイカドウカト云フコトヲ聽キタイト思  
フ、ソレハ本年四月十六日ノ讀賣新聞ノ傳  
ヘル所ニ依リマスレバ、大藏省ハ信用組合  
ノ改組及ビ其監督權ノ委譲ノ意思アリト云  
フヤウナコトガ出テ居ル、是等ノ點カラ考

ヘマシテ、サウ云フヤウナ意思ガアルカド  
ウカト云フコトヲ、折角居居ニナリマシ  
タカラ、中島君ニ御聽キ致シマス

次ニ第四ノ質問ハ、是ハ商工大臣ニデア  
リマスガ、商工金庫ノ出資金額ハ一千萬圓デ  
十分カドウカ、是ハ民政黨或ハ政友會ノ態度  
カラ見マシテモ、一千万圓デ十分デナイト云フ  
コトハ分ッテ居ルノデアリマスガ、此點ヲ特ニ御  
聽キシタトイ思フノデアリマス、出資金一千  
万圓ト商工債券一億圓、ソレニ預金ヲ加ヘ  
タモノガ運轉資金トナルノデアリマスガ、  
吾々ノ考デハ大體ソレニ二億圓餘リシカ出  
ナイト思フノデアリマスガ、其金額ヲ以テ  
必要ニ應ズルコトガ出來ルカドウカト云フ  
コトヲ御聽キシタイノデアリマス、例ヘバ  
市街地信用組合ノ現狀ヲ以テ致シマシテモ、  
規模ハソレヨリモ大キクナシテ居ル、或ハ拂  
込濟出資金、準備金及ビ積立金、貯金、借  
入金、是等ヲ合計致シマスト、一億四千万  
圓ヲ突破シテ居リマス、又産業組合中央金  
庫ノ資金ノ如キモ二月末現在ニ依リマスレ  
バ、出資金、或ハ準備金及ビ積立金、或ハ  
債券發行高、預り金其他ヲ合スレバ、二億  
七千万圓ヲヤハリ突破シテ居ル次第ゴザ  
イマス、勿論此中小商業者總額ニ於テ幾  
何ノ金融ヲ必要トスルカト云フコトハ——  
是亦小川氏ニ議論デアルト叱ラレルカモ知  
レナイガ、是ハ非常ニムヅカシイ問題デア  
ラウト思フノデアリマス、併ナガラ昭和七  
年ニ大阪ノ商大ノ經濟研究所ノ調査ニ依リ  
マスレバ、楠見ト云フ教授ガ大阪ノ是等ノ業  
者二万餘ニ就テ調査シタノデアリマスガ、  
ソレニ依レバ、普通銀行カラ金融ヲ受ケテ  
居ルモノハ三八・一一%ト云フコトニナッテ  
居ル、特殊銀行カラハ七・三五%、貯蓄銀行  
カラハ四・五五%、信用組合カラハ二・四五  
%ノ金融ヲ受ケテ居ルコトニナッテ居ル、所  
ガ大阪ニ依リマスト、昭和九年末ノ信用組  
組貸付總額ハ約一千萬圓ニナッテ居ル、サウ

致シマスト、大阪ダケデモ必要ナ資金ガ約  
四億八千万圓ヲ突破致シマシテ、之ヲ更ニ  
全國的ニ見マスルト、信用組合ノ貸付總額  
ハ一億六千五百万圓ニ達シ、ソレヲ適用致  
シマスレバ大體是等ノ人々ガ要スル所ノ金  
融ノ額ハ、約六十七億圓ニ達スルト云フ計  
算ニナルノデゴザイマス、是ハ先ニ斷リマ  
シタヤウニ、或ハ多少議論ニナリ、或ハ推  
定ニナリ、又豫想ニナルノデゴザイマスガ、  
少クトモ政府ガ企圖シタヤウナ金額デハ、  
燒石ニ水デアルト云フコトハ十分分ッテ居  
ラウト思フ、是等ノ點ニ關シマシテハ小川  
商工大臣ノ御考ハ如何ト云フコトヲ御聽致  
シタイノ思フノデアリマス

ソレカラ第五ノ質問デゴザイマスガ、ソ  
レハ任意商工組合、又ハ個人ヲバ商工中央  
企業組合法ニ依ッテ工業組合ヲ作ルコトガ出來  
ル業種ハ、現在唯八十四ノ種類ニ限ラレテ居  
ル、又商業組合ハ原則トシテ同一種類ノ商  
業者ダケシカ組織サレナイコトニナッテ居  
ル、是ニ於キマシテ私方聽キタイノハ、工  
業組合法ニ依ラナイ同業組合、又ハ地域的  
ナ商業者ノ團體ハ、其數ガ甚ダ多イノデア  
リマスガ、ソレ等ノ金融ニ對シマシテ、政  
府ハ特殊ノ考慮ヲ拂ツタカ、少クトモ此法案  
ヲ適用サスト云フヤウナ考ヲ懷イタカドウ  
カト云フ點ヲ聽キタトイ思フノデゴザイマ  
ス

更ニ第八ノ質問ハ、此第七ノ質問ニ關聯  
利子ヲ如何ニスルカト云フコトヲ、何等此  
法文ハ謳シテ居リマセヌ、是等ノ點ニ關スル  
商工大臣ノ御答辯ヲ得タトイ思フノデゴザ  
イマス

更ニ第八ノ質問ハ、此第七ノ質問ニ關聯  
スルノデゴザイマスガ、利子ヲ引下ゲル爲  
ニハ、損失補償ヲ爲ス必要ガアルガ、其損  
失補償ヲ爲ス考ガアルカドウカト云フ點ヲ  
御尋シタトイ思フノデアリマス、一般ニ小  
口金融ハ經費ハ增高ト貨倒レノ危險トノ爲  
ニ、金利ガ非常ニ高イト云フコトハ言フ迄  
モナインデアリマス、市街地信用組合當  
事者ノ語ル所ニ依レバ、信用組合聯合會  
ルニ拘ラズ、市街地信用組合ハ百圓ニ  
付一圓五十錢乃至二圓ノ經費ヲ必要ト

更ニ最後デゴザイマスルガ、是ハ前ニ片  
山氏ガ指摘サレタノデゴザイマスルガ、現  
在ノ此資金ガ流レテ行クノハ輸出組合ニ流  
レテ行クカ、商業組合ニ流レテ行クカ、或ハ  
工業組合ニ流レテ行クカト云フコトニ付キ  
マシテハ、是ハ詳シイコトハ數字ニ依テ委  
員會デ述べル積リデゴザイマスルガ、結局  
ハ最モ資金ノ少イ、現在裕リノ少イ所ノ工  
業組合ガ、其均需スルコトガ一番少イト云  
コトハ、火ヲ堵ルヨリモ明ニナッテ居ルノ

デアル、所ガ日本ノ斯ウ云フヤウナ中小工業者ガ一番必要トスルノハ何デアルカ、大工業者ニ對抗スル爲ニ一番必要トスルノハ何デアルカト申シマスレバ、ソレハ金ヲ受ケルト云フコトト、モウ一つハ労働者ノ協力ト云フコトガ一番大キナ二大要件ニナツテ居ルノデアル、今日ノ中小工業ヲ救フモノハ單ニ涙程ノ資金デハナシニ、其工場ニ勤イテ居ル所ノ労働者ト共ニ協力スルコトガ、現在ノ資本主義經濟ノ下ニ於ケル所ノ中小工業者ヲ救フ途デアル、大工業ニ對抗スル所ノ唯一ノ途デナケレバナラヌト思フノデアリマス、隨テ若シ其工業者ヲ活シ、サウシテ其工場ニ勤イテ居ル労働者モ活キル爲ニハ、ヤハリ其間ニ於ケル所ノ協調ガ必要デアル、而モ其協調ノ前提トシテハ、勞働組合法ノ制定ト云フモノガ絶対ニ必要デアル、若シ勞働組合ヲ認メズ、勞働者ノ團結權モ認メズニ、尙且ツ中小工業ト云フモノヲ活カスト云フコトハ、勞資協定ノ名ノ下ニ於ケル労働者ノ雇用デアル、服從デアル以外ニ何物デモナイト云フコトヲ知チテ居ラナケレバナラヌノデアリマス、斯ウ云フコトニ關シマシテハ小川大臣ヘ所管ノ外デアルカ知レマセヌガ、サウ云フコトマデ考慮サレタカドウカト云フコトヲ御聽シタイノデアリマス、以上十項ニ付キマシテ昔ノ師弟ノ誼デ、十分御親切ニ答辯ヲ願ヒタイト思フノデアリマス

シテ、其方面ニ一ツ努力シテ見タイト思ッテ居リマス、損失補償ハ昭和七年カラ府縣損失補償制度ガ實行サレテ居リマス、是へ小口金融ニ非常ナ貢献ヲシテ居ルト考ヘテ居リマス、ソレカラ第二ノ御質問へ關係官廳ニ於キマシテ十分ナル連絡ヲ取ツテ善處、シテ居リマス、成程金融機關ハ所管省ヲ大變異ニシテ居リマスガ、是ハドウ致シマシテモ連絡ヲ取ツテ行カナケレバナラヌモノダト考ヘマス、第三ハ市街地信用組合ト商工組合中央金庫ノ問題デアリマスガ、市街地信用組合ハ一種ノ金融機關デアリマス、併シ商工業組合ハ金融機關デヘアリマセヌ、此中央金庫ノ制度ハ商業組合、工業組合或ヘ輸出組合等ノ共同施設ヲサス、斯ウ云フヤウナコトガ中心ニナッテ出來テ居ル組合、ソレニ金融ノ便ヲ與ヘヨウトシテ居ルノデアリマスカラ、市街地信用組合ト多少違テ居ルノデアリマス、ソレデアリマス

轉貸スルコトニナルノデアリマスカラ、無  
擔保デアルガ故ニ總て危險デアル、サウ云  
フ風ニハ必シモ即斷ガ出來ナイト思フノデ  
アリマス〔ヒヤ／＼〕ソレカラ次ニ利子ヲ  
定メタラバ、利子ヘドノ位ノ所ニスルカト  
云フコトデアリマスガ、是ハ成ベク低利ニ  
シタイト考ヘテ居リマス、其次ニ損失補償  
ノ制度ヲ、此中央金庫ニ結付ケルコトヘド  
ウカト云フヤウナ、是ハ御意見ヲ加ヘテノ  
御質問ダト思ヒマスガ、此制度ニハ損失補  
償ヲ加ヘテ居リマセヌ、併シ損失補償ヲ  
シテ中小工業ノ金融ヲ圖ルト云フヤウナ考  
ヘ方ハ、是ハ大ニ考慮スベキモノデアリ  
マシテ、ソレヘ他ノ方面ニ於テ考ヘルコト  
デアリ、又或ハ此制度ヲ圓満ニ行シテ行ク  
ニハ、中央金庫ハ中央金庫デアリマスガ、  
ソレト竝ンデサウ云フヤウナコトモ考へ得  
ベキモノデアラウト思ヒマス、ソレカラ  
次ニ資本主義ハ中小商工業者ヲ運命的ニ倒  
シテ居リマスケレドモ、中小商工業ノ活キ  
テ居ル餘地ハ十分ニアル、今日中小商工業  
ガ如何ニ貿易ニ貢獻シテ居ルカラ御覽ニナ  
リマシタナラバ、水谷君ノ言ハレルヤウナ  
斷定ハ必シモ下サルベキモノノデハナイト思  
フノデアリマス（拍手）

ソレカラ勞働組合法ナンカニ關聯致シマ  
シテ、是ハ片山君ノ御質問ニモアリマシタ  
ガ、ツイ私ハ落シタカト思ヒマス、此勞働  
組合法等ノ勞働者保護ノ法律ハ、他ノ法律  
系統ニ屬シマシテ、必シモ斯ウ云フ法案ニ  
織込ム必要ハナイト思フノデアリマス、ソ  
レヘ別箇ノ法制ニ於テ考慮スベキモノニア  
ルト考ヘルノデアリマス、之ヲ以テ御答ト  
致シマス（水谷長三郎君）一ツ抜ケテ居リマ  
スヨ、一千万圓デ十分カドウカト云フコト  
ガト呼フ此中央金庫ヲ一千万圓ニ致シマ

〔政府委員中島彌國次君登壇

シタノへ現在ノ組合ノ發達ノ程度ニ於キマ  
シテ相當ト考ヘルノデアリマス、出資モ御  
承知ノ通り政府ガ半分致シマスガ、半分ハ  
商業組合、工業組合、輸出組合ニ爲サシム  
ル積リデアリマス、今ノ商業組合、工業組  
合、輸出組合ノ發達ノ程度カラ致シマス  
ト、サウエライ出資ヲサスト云フコトハ是  
ハ無理ガアル、無理ヲセヌコトガ必要デア  
ル、工業組合、商業組合、輸出組合ノ發達  
致シマスニ從ウテ、其必要ガアレバ増資ス  
ルコトガ出來ルノデアリマス、初メハ極ク  
堅實ニ其現狀ニ即シテヤルコトガ必要デア  
リマス、政府ハ其現狀ニ即シテ、千万圓ヲ  
以テ適當ナ程度ト考ヘタノデアリマス（拍  
手）



入ガ自動車製造事業ノ確立ヲ妨グルノ  
虞アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ  
依リ期間ヲ定メ自動車又ハ自動車部分  
品ノ輸入ヲ制限スルコトヲ得  
第十二條 自動車又ハ自動車部分品ノ輸  
入ニ因リ其ノ市價ノ低落ヲ來シ自動車  
製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキ  
ハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ關稅調  
査委員會ノ議ヲ經テ期間ヲ定メ自動車  
又ハ自動車部分品ニ對シ關稅定率法別  
表輸入稅表ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物  
品ノ價格ノ五割ニ相當スル金額以下ノ  
輸入稅ヲ課スルコトヲ得  
第十三條 自動車製造會社ハ命令ノ定ム  
ル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可  
ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦  
同シ  
政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫  
ノ變更ヲ命ズルコトヲ得  
第十四條 自動車製造會社其ノ事業ノ全  
部又ハ一部ヲ譲渡シ、廢止シ又ハ休止  
セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依  
リ政府ノ許可ヲ受クベシ  
自動車製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ  
受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ  
第十五條 政府ハ自動車製造會社ニ對シ  
業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシ  
ムルコトヲ得  
政府ハ自動車製造會社ニ對シ業務及會  
計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又  
ハ處分ヲ爲スコトヲ得  
政府監督上必要アリト認ムルトキハ當  
該官吏ヲシテ自動車製造會社ノ事務  
所、營業所、工場、倉庫其ノ他の場所  
ニ臨檢シ業務若ハ財產ノ狀況又ハ帳簿  
書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコト  
ヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス  
證票ヲ攜帶セシムベシ  
第十六條 政府公益上必要アリト認ムル  
トキハ自動車製造會社ニ對シ自動車若  
ハ自動車部分品ノ販賣價格若ハ販賣條  
件ノ變更ヲ命ジ又ハ自動車若ハ自動車  
部分品ノ需要供給ヲ調節スル爲必要ナ  
ル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府公益上必要アリト認ムルトキハ  
自動車製造會社ニ對シ其ノ設備ノ擴張又  
ハ改良ヲ命ズルコトヲ得  
第十七條 政府軍事上必要アリト認ムル  
トキハ自動車製造會社ニ對シ軍用自動  
車又ハ其ノ部分品ノ製造、自動車ニ關  
スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施  
設其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズル  
コトヲ得  
第十八條 政府第三條ノ許可、第十一條  
ノ制限又ハ第十六條ノ命令ヲ爲サント  
スルトキハ自動車製造事業委員會ノ議  
ヲ經ベシ  
自動車製造事業委員會ニ關スル規程ハ  
勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十九條 自動車製造會社本法若ハ本法  
ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲  
ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲  
ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停  
止シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消  
シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査  
役ノ解任ヲ爲スコトヲ得  
第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
五千圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケ  
ズシテ自動車製造事業ヲ營ミタル者  
二 第十一條ノ規定ニ依ル制限ニ違反  
シ自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ヲ  
爲シタル者  
三 附則第四項ニ掲グル者ニシテ同項  
ノ規定ニ依ル範圍ヲ超エテ自動車製  
造事業ヲ營ミタルモノ

第二十一條 自動車製造會社第十六條又  
ハ第十七條ノ命令ニ違反シタルトキハ  
其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役  
ヲ三千圓以下ノ罰金ニ處ス  
○國務大臣(小川郷太郎君)只今上程ニナ  
リマシタ自動車製造事業法案ノ提案ノ理由  
ヲ説明致シマス、自動車製造事業ハ國防上  
緊要缺クベカラザル事業デアリマスルト共  
ニ、所謂基礎工業ノ一トシテ產業上モ亦最  
モ重要ナル地位ヲ占メ、之が發達ノ如何ハ  
我國國防上竝ニ產業上極メテ重大ナル影響  
ヲ有スル次第アリマス、然ルニ此事業ハ未  
ダ本邦ニ於キマシテ其確立ヲ見ルニ至ラザ  
ルノ状態デアリマシテ  
(國務大臣小川郷太郎君登壇)  
付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一讀會

附則  
〔議長退席 副議長著席〕  
是方確立ノ必要ハ夙ニ痛感セラレテ來タク  
デアリマスガ、特ニ最近ニ於ケル内外諸般  
ノ情勢ハ、國防ニ整備及ビ産業ノ發達ヲ圖  
ル上ニ於キマシテ、斯業ノ本格的確立ヲ急  
務ト爲スニ至タクノアリマス、惟フニ自動  
車製造事業ノ本格的確立ノ根本方策ハ、斯  
業ヲ大量生産ノ基礎ノ上ニ確立スルコトニ  
在ルノデアリマシテ、隨テ是ガ爲ニハ一般  
ニ最モ需要多キ、所謂大衆向自動車ノ製造  
事業ノ確立ヲ圖ラネバナライノアリマ  
ス、然ルニ我國ニ於キマシテハ既ニ自動車  
ノ部分品工業及ビ小規模ノ自動車工業ハ、  
或ル程度ニ發達シ來リマシテ、大量生産ノ  
基礎ノ上ニ立ツ自動車製造事業モ亦漸ク發  
達ノ緒ニ就イクノアリマスガ、未ダ幼稚

ナ状態ニ在ルノデアリマシテ、自動車ノ大部分ハ外國製ノ部分品ヲ組立テル外國系會社ノ供給ニ俟ツノ外ナキ現狀ニ在ルノデアリマス、仍テ政府ニ於キマシテハ、慎重ニ諸般ノ研究調査ヲ遂ゲマシテ、昨昭和十年ノ夏、大衆向自動車ノ製造事業ノ確立ニ關スル根本方策ヲ決定シ、之ヲ公ニ致シタル次第デアリマス、今回提案致シマシタル自動車製造事業案ハ右ノ根本方策ヲ骨子トシ、其後ニ於ケル事業ノ推移及ビ内外各般ノ情勢ノ變化等ヲモ十分考慮致シマシテ、立案致シタノデアリマシテ、本邦自動車製造事業ノ確立發展ヲ圖ル上ニ於テ、極メテ重要且ツ緊切ナルモノデアルト考ルノデアリマス、而シテ本法律案ノ大要ハ、先ヅ大量生産ヲ基調トスル自動車製造事業ハ需給關係等ヲ考慮致シマシテ、之ヲ政府ノ許可事業ト致シマシテ、豫メ企業ノ濫立ヲ防止シ、以テ大量生産ノ基礎ヲ維持スルニ努ムルコト、許可ヲ受ケタル事業ニ對シテハ國防上竝ニ産業上ノ見地ヨリ、適當ナル助成竝ニ必要ナル統制ヲ行フコト、及ビ内外ニ於ケル諸般ノ情勢ト斯業ノ國防上竝ニ産業上ニ上御協賛アランコトヲ希望致シマス(拍手)○副議長(岡田忠彦君) 本案ノ審査ヲ付託スル爲メ、必要アル場合ニ於テハ、輸入ノ制限又ハ關稅ノ増課ヲ爲シ得ルノ途ヲ設ケタルコト等デアリマス、何卒十分御審議ノ於ケル重要性トニ鑑ミ、斯業ノ確立ヲ確保ト、許可ヲ受ケタル事業ニ對シテハ國防上竝ニ産業上ノ見地ヨリ、適當ナル助成竝ニスペキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス○松永東君 本案ハ政府提出昭和六年法律第四十號中改正法律案委員ニ併セ付託セラレントコトヲ望ミマス○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第七、東北興業株式會社法案、日程第八、東北振興電力株式會社法案、及ビ第八ハ便宜上一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第七、東北興業株式會社法案、日程第八、東北振興電力株式會社法案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス  
法制局長官次田大三郎君

<p>第七 東北興業株式會社法案（政府提出）</p> <p>第八 東北振興電力株式會社法案（政府提出）</p> <p>東北興業株式會社法案</p> <p>東北振興電力株式會社法案</p>	<p>第一讀會</p> <p>第一讀會</p>
<p>第一章 總則</p> <p>第二章 會社設立</p> <p>第三章 會社運営</p> <p>第四章 會社監査</p>	<p>第一條 東北興業株式會社ハ東北地方ノ振興ヲ圖ル爲同地ニ於ケル殖産興業ヲ目的トスル株式會社トス</p> <p>第二條 東北興業株式會社ノ資本ハ三千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得</p> <p>第三條 東北興業株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得</p> <p>第四條 東北興業株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得</p>
<p>第五條 東北興業株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得</p>	<p>第五條 東北興業株式會社ニ總裁副總裁各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク</p>
<p>第六條 東北興業株式會社ノ業務ヲ總裁ハ東北興業株式會社ノ代表シ其ノ業務ヲ總理ス</p>	<p>第六條 東北興業株式會社ニ總裁副總裁各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク</p>
<p>第七條 副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ</p>	<p>第七條 副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ東北興業株式會社ノ業務ヲ分掌ス</p>
<p>第八條 監事ハ東北興業株式會社ノ業務ヲ監査ス</p>	<p>第八條 總裁及副總裁ハ政府之ヲ命ジ其任期ヲ五年トス</p>
<p>第九條 理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選擧シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス</p>	

第十條 東北興業株式會社ハ左ノ事業ノ經營又ハ之ニ對スル投資其ノ他ノ助成ヲ爲スモノトス	
一 肥料工業其ノ他電氣化工業	二 水產及鑛產ノ資源開發事業
三 水面埋立事業	四 農村工業
五 其ノ他東北地方振興ニ關スル諸事業	第六章 準備金
第七章 營業	第八章 監事
第九條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ	第十條 東北興業株式會社ハ左ノ事業ノ經營又ハ之ニ對スル投資其ノ他ノ助成ヲ爲スモノトス
第十一條 東北興業株式會社ハ拂込ミタル株金額ノ五倍ヲ限り東北興業債券ヲ發行スルコトヲ得	第十二條 東北興業債券ヲ發行セントスル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受クベシ
第十三條 東北興業債券ハ無記名式トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ因リ記名式ト爲スコトヲ得	第十四條 東北興業債券ノ所有者ハ東北興業株式會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス
第十五條 東北興業株式會社ハ社債借換ノ爲一時第十一條ノ制限ニ依ラズ東北興業債券ヲ發行スルコトヲ得シノ場合ニ於テハ發行後一月以内ニ其ノ社債總額ニ相當スル舊東北興業債券ヲ償還スベシ	第十六條 東北興業株式會社ハ毎營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第十七條 政府ハ東北興業株式會社借入金ヲ爲務ヲ監督ス  
第十八條 東北興業株式會社借入金ヲ爲議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲノ效力ヲ生ゼズシ  
第十九條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズシ  
第二十條 東北興業株式會社ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ  
第二十一條 東北興業株式會社事業計畫ヲ設定シ又ハ變更セントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ  
第二十二條 政府ハ東北興業株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ東北地方振興上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得  
第二十三條 政府ハ東北興業株式會社監理官ヲ置キ東北興業株式會社ノ業務ヲ監視セシム  
第二十四條 東北興業株式會社監理官ハ何時ニテモ東北興業株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得  
第二十五條 政府ハ東北興業株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得  
第二十六條 東北興業株式會社ノ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ第三營業年度迄ニ在リテハ年百分ノ四、第四營業年度以降ニ在リテハ年百分ノ六ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ第十五營業年度迄ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ每營業年度ニ於テハ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合各營業年度ヲ通ジテハ五百五十萬

圓ヲ超ユルコトヲ得ズ  
毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益  
金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分  
ノ六ノ割合ヲ超過スルトキヘ其ノ超過  
額ハ先づ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償  
還ニ充ツベシ  
第十五營業年度迄每營業年度ニ於ケル  
配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株  
金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過ス  
ルトキヘ年百分ノ六ヲ超エ百分ノ九迄  
ノ金額ニ付テハ其ノ二分ノ一、年百分  
ノ九ヲ超ユル金額ニ付テハ其ノ全額ヲ  
配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ  
第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙  
殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミ  
タル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ  
超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看  
做ス

#### 第七章 罰則

第二十七條 東北興業株式會社左ノ各號  
ノ一ニ該當スルトキハ總裁又ハ總裁ノ  
職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ百圓  
以上二千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又  
ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁  
又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ  
一本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ  
於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 第十條ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ  
營ミタルトキ

三 第十一條ノ規定ニ違反シ東北興業  
債券ヲ發行シタルトキ

四 第十五條ノ規定ニ違反シ東北興業  
債券ノ償還ヲ爲サザルトキ

五 第二十二條ノ規定ニ基キテ爲シタ  
ル命令ニ違反シタルトキ

第六條 東北興業株式會社ノ總裁、  
副總裁及理事第九條ノ規定ニ違反シタ  
ルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料  
ニ處ス

第二十九條 非訟事件手續法第二百六條  
乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料

#### ニ之ヲ準用ス

第三十條 附 則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ  
之ヲ定ム

第三十一條 政府ハ設立委員ヲ命ジ東北  
興業株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事  
務ヲ處理セシム

第三十二條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政  
府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スペシ

第三十三條 株式申込證ニハ定款認可ノ  
年月日竝ニ商法第二百二十六條第二項第  
二號、第四號及第五號ニ規定スル事項  
ヲ記載スペシ

第三十四條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終  
シタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出  
シ其ノ検査ヲ受クベシ

第三十五條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受  
けタル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂  
込ヲ爲サシムベシ

第三十六條 設立總會ニ於テハ第八條ノ  
規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ  
選任ヲ行フベシ

第三十七條 創立總會終結シタルトキハ  
設立委員ハ其ノ事務ヲ東北興業株式會  
社總裁ニ引渡スベシ

第三十八條 登錄稅法第六條第一項第十  
一號中「又ハ東洋拓殖債券」ヲ「東洋拓  
殖債券又ハ東北興業債券」ニ改ム

第五條 東北振興電力株式會社ニ社長副  
社長各一人、理事三人以上及監事二人  
以上ヲ置ク

第六條 社長ハ東北振興電力株式會社ヲ  
代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ  
ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ

行フ副社長及理事ハ社長ヲ補助シ東北振興  
監查ス

第七條 社長及副社長ハ政府之ヲ命ジ其  
ノ任期ヲ五年トス

第八條 社長、副社長及理事ハ他ノ職務  
選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第九條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ  
業務ヲ監督ス

第十條 東北振興電力株式會社社債ヲ募  
集セントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ク

第十一條 定款ノ變更、合併及解散ノ決  
議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其  
ノ效力ヲ生ゼズ

第十二條 東北振興電力株式會社ハ政府  
ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處  
分ヲ爲スコトヲ得ズ

第十三條 東北振興電力株式會社事業計  
畫ヲ設定シ又ハ變更セントスルトキハ

又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ資本  
務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本  
ノ半數以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國  
人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り  
之ヲ所有スルコトヲ得

第四條 東北振興電力株式會社監理官ハ必  
要トスル時ニテモ東北振興電力株式會社  
監理官ヲ置キ東北振興電力株式會社ノ  
業務ヲ監視セシム

第五條 東北振興電力株式會社監理官ハ株  
主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳  
述スルコトヲ得

第六條 東北振興電力株式會社監理官ハ株  
主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳  
述スルコトヲ得

第七條 政府ハ東北振興電力株式會社  
ノ決議又ハ社長、副社長、理事若ハ監  
事ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處  
分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト  
認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ社  
長、副社長、理事若ハ監事ヲ解任スル  
コトヲ得

第八條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ每營  
業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額  
ガ拂込ミタル株金額ニ對シ第三營業年  
度迄ニ在リテハ年百分ノ四、第四營業  
年度以降ニ在リテハ年百分ノ六ノ割合  
ニ達セザルトキハ政府ハ第十營業年度  
迄之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スペシ  
但シ其ノ額ハ毎營業年度ニ於テハ拂込  
ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合  
ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過  
額ハ先づ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償  
還ニ充ツベシ

第十營業年度ヲ通じテハ五百五十萬圓ヲ  
超ユルコトヲ得ズ

毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益  
金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分  
ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過  
額ハ先づ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償  
還ニ充ツベシ

第十營業年度迄毎營業年度ニ於ケル  
額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル  
トキハ年百分ノ六ヲ超エ百分ノ九迄ノ

金額ニ付テハ其ノ二分ノ一、年百分ノ九ヲ超ユル金額ニ付テハ其ノ全額ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ  
第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看做ス  
前二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス  
**第十九條** 東北振興電力株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ百圓以上二千圓以下ノ過料ニ處ス副社長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ  
一 一本法ニ依リ認可ヲ受ケザルトキ  
於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ  
二 第十四條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ  
命令ニ違反シタルトキ  
**第二十條** 東北振興電力株式會社ノ社長、副社長及理事第八條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス  
**第二十一條** 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス  
**附 則**  
**第二十二條** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
**第二十三條** 政府ハ設立委員ヲ命ジ東北振興電力株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム  
**第二十四條** 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スベシ  
**第二十五條** 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ  
**第二十六條** 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第二十七條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受  
ケタル後遲滯ナク各株ニ付第一回ノ拂  
込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ  
遲滯ナク創立總會ヲ招集スベシ

第二十八條 創立總會ニ於テハ第七條ノ  
規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ  
選任ヲ行フベシ

第二十九條 創立總會終結シタルトキハ  
設立委員ハ其ノ事務ヲ東北振興電力株  
式會社社長ニ引渡スベシ

(政府委員次田大三郎君登壇)

○政府委員(次田大三郎君) 只今議題トナ  
リマシタ東北興業株式會社法案及ビ東北振  
興電力株式會社法案ニ付テ、提案ノ趣旨ヲ  
説明申上シゲマス、東北地方ハ色々々ノ原因ニ  
依リマシテ一般ニ産業ノ發達ガ遲レテ居リ  
マス、加フルニ古來屢々災厄ノ襲フ所トナリ  
マシテ、住民生活ノ窮乏ハ洵ニ同情ニ堪ヘ  
ザル次第ニアリマシテ、同地方振興ノ必要  
ハ常ニ叫バレ來タノデアリマスルガ、殊ニ  
昭和九年ノ冷害ニ因ル凶作ノ結果ハ朝野一  
般ノ耳目ヲ惹クニ至リマシタノデアリマス、  
是ヲ以テ同年十二月、内閣ニ東北振興調査  
會ガ設置致サレマシテ、爾來同調査會ハ東  
北地方振興ノ根本方策ニ付キマシテ銳意調  
査攻究ヲ重ネマシタ、曩ニ其一端トシテ政  
府ニ對シ特殊會社設置ニ關スル答申ヲ致シ  
タノデアリマス、思フニ東北地方ノ深刻ナル  
窮乏ノ徹底的打開ヲ期スルガ爲ニハ、殖  
產興業ヲ目的トスル特殊ノ興業會社ヲ組織  
致シ、之ヲシテ政府ノ施設ト相俟チ、各種  
產業ニ亘シテ統一的方針ノ下ニ、資源ノ開發  
ヲ圖ラシムルコトガ最モ緊急デアルト認ム  
ルノデアリマス、而シテ各種產業振興ノ基  
礎的要件ト致シマシテ、低廉ニシテ豐富ナル  
動力ノ供給ヲ圖ルコトガ必要ナノデアリ  
マスルガ、東北地方ニ於ケル電氣事業ハ概  
ネ規模ガ小サク、建設費が高ク、其施設ガ  
局部的ニ止マル狀態デアルノデアリマス、  
故ニ此際特殊ノ電力會社ヲ組織致シマシテ、  
之ヲシテ有利ナル水力地點ヲ開發セシメ、  
低廉ニシテ且ツ豐富ナル電力ヲ供給セシム  
アルコトガ、又最モ緊要デアルト信ズルノデ  
アリマス、政府ニ於キマシテハ、如上ノ實

情ニ鑑ミマシテ兩特殊會社法ノ制定ヲ決意シ、而シテ東北地方ノ振興ニ資スベキ此種ノ施設ハ、一日モ速ニ之ヲ實施スルコトノ必要ナルコトヲ痛致シマシテ、今回茲ニ兩法案ヲ提出スルニ至ツタ次第アリマス、何卒御審議ノ上速ニ協賛ヲ與ヘラレントヲ希望致シマス（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 各案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸政シマス

○松永東君 日程第七及ビ第八ノ兩案ヲ一括シテ議長指名二十七名ノ委員ニ付託セラレントヲ望ミマス

○副議長（岡田忠彦君） 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長（岡田忠彦君） 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○松永東君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第二十一乃至第二十三案ノ三案ヲ繰上げ上程シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○副議長（岡田忠彦君） 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長（岡田忠彦君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、日程第二十一乃至第二十三ハ便宜上一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長（岡田忠彦君） 仍テ日程第二十一、鐵道敷設法中改正法律案、日程第二十二、岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道及兼業ニ屬スル資產貢收ノ爲公債發行ニ關スル法律案、日程第二十三、江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案、右三案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス—— 鐵道大臣前田米藏君

第二十一 鐵道敷設法中改正法律案  
(政府提出) 第一讀會

第二十二 岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道及兼業ニ屬スル資產貢收ノ爲公債發行ニ關斯ル法律案 (政  
府提出)

第二十三 江當軌道株式會社所屬軌道  
ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)  
第一讀會

鐵道敷設法中改正法律案  
鐵道敷設法中左ノ通改正ス  
別表第八十六號ノ末尾ニ「及赤穂附近ヨリ分岐シテ那波附近ニ至ル鐵道ヲ加フ」  
別表第一百十一號ノ次ニ「左ノ一號ヲ加フ」  
百十一年ノ二 福岡縣羽犬塚ヨリ矢部ニ至ル鐵道

別表第一百十二號ノ次ニ「左ノ一號ヲ加フ」  
百十二ノ二 佐賀縣基山ヨリ福岡縣大刀洗ヲ經テ甘木ニ至ル鐵道

別表第一百四十二號ノ次ニ「左ノ一號ヲ加フ」  
百四十二ノ二 十勝國御影附近ヨリ日高國右左府ヲ經テ膽振國邊富内ニ至ル鐵道

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道及兼業ニ屬スル資產買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案

政府ハ左ノ鐵道及兼業ニ屬スル資產買收ノ爲之ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

一 岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道及兼業ニ係る索道業ニ屬スル資產

一 廣濱鐵道株式會社所屬鐵道

一 阿南鐵道株式會社所屬鐵道

一 佐世保鐵道株式會社所屬鐵道

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案

政府ハ江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲之ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(國務大臣前田米蔵君登壇)  
○國務大臣(前田米蔵君) 只今上程サレマ  
シタ三案中先づ鐵道敷設法中改正法律案ノ  
理由ヲ簡単ニ申上ゲマス 今回ノ改正ハ現  
在ノ豫定線第八十六號即チ有年 西大寺間  
鐵道ニ赤穗附近ヨリ分岐シテ那波附近ニ至  
ル鐵道ヲ追加シ、又福岡縣羽衣塚ヨリ矢部  
ニ至ル鐵道、佐賀縣基山ヨリ福岡縣太刀洗  
ヲ經テ甘木ニ至ル鐵道、北海道ノ十勝國御  
影附近ヨリ日高國右左府ヲ經テ邊富内ニ至  
ル鐵道ノ三大鐵道ヲ新ニ別表ニ掲ダマスト  
同時ニ、現在ノ敷設法豫定線第二十八號即  
チ函館カラ釜谷ニ至ル鐵道ノ終點、釜谷ヲ  
戸井迄延長セントスルモノニアリマス、是  
等ノ鐵道ハ地方開發上又ハ軍事上必要デア  
リ、且ツ鐵道經濟上カラモ有利ト認メラレ  
ルモノニアリマシテ、何レモ昭和十一年度  
ヨリ工事ニ著手致シタイト考ヘテ居リマス、  
仍テ是等ヲ豫定鐵道線路トシテ追加スル爲  
メ、茲ニ本案ヲ提出致シタ次第ニアリマヘ、  
何卒御協賛ヲ與ヘラレシコトヲ希望致シマス  
次デ買收及補償ニ關スル法律案ノ説明ヲ  
簡單ニ申上ゲマス、今回提案致シマシタ法  
律案ハ地方鐵道及ビ兼業ノ買收ト軌道ノ營  
業廢止補償ノ爲ニスル公債發行ニ關スルモ  
ノデゴザイマス、先づ買收ニ付申上ゲマ  
ス、買收セントスル鐵道ハ岩手輕便、廣  
濱、阿南、佐世保ノ四鐵道ニアリマス、是  
等ハ何レモ建設工事ノ進捗ニ伴ヒマシテ、  
昭和十一年度中ニ買收ヲ必要トスルモノデ  
ゴザイマス、尙ホ岩手輕便鐵道ガ兼營致シ  
テ居リマスル索道業ハ、鐵道ノ補助機關ト  
シテ必要ト認メマスカラ、是モ併セテ買收  
スル考デアリマス、次ハ軌道ノ營業廢止ニ  
因ル補償デアリマスガ、補償セントスル軌  
道ハ北海道ノ江當軌道デゴザイマス、是ハ  
スル次第ゴザイマス、何卒三案共御審  
議ノ上御協賛アランコトヲ希望スル次第デ  
ゴザイマス(拍手)  
○副議長(岡田忠彦君) 各案ノ審査ヲ付託  
スペキ委員ノ選舉ニ付テ御諮詢シマス

○松永東君（日程第一十一乃至第二十三ノ三案ヲ一括シテ議長指名二十七名ノ委員ニ付託セラレントラモニマス）  
○副議長（岡田忠彦君）松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○副議長（岡田忠彦君）御異議ナシト認メ  
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ  
○松永東君（議事日程變更ノ緊急動議ヲ提  
出致シマス、即チ此際日程第三十及ビ第三  
十二ヲ繰上ゲ逐次上程シ、其審議ヲ進メラ  
レントコトヲ望ミマス）  
○副議長（岡田忠彦君）松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○副議長（岡田忠彦君）御異議ナシト認メ  
マス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、日程第  
三十、昭和十一年度一般會計歳出ノ財源ニ充  
ツル爲公債發行ニ關スル法律案ノ第一讀會  
ヲ開キマス——大藏政務次官中島彌團次君  
第三十 昭和十一年度一般會計歳出ノ財源ニ充  
ツル爲公債發行ニ關スル法律案  
第一條 政府ハ昭和十一年度一般會計歳  
出ノ財源ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起  
債シ得ル金額ノ外五億千三百萬圓ヲ限  
リ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲ストラ得  
入金ヲ爲ストラ得但シ前條ノ規定ニ依  
ル公債又ハ借入金ト通ジテ前條ノ制  
限額ヲ超ユルコトヲ得ズ  
第三條 前二條ノ規定ニ依ル公債ノ發行  
價格差額ヲ補填ス爲必要アル場合ニ  
於テハ前二條ノ制限以外ニ公債ヲ發  
行シ又ハ借入金ヲ爲ストラ得ズ

ナリマシタ昭和十一年度一般會計歳出ノ  
源ニ充ツル爲ニ公債發行ニ關スル法律案提出  
出ノ理由由ハ左ノ如クデアリマス、昭和十一年  
年度一般會計ニ於キマシテ、既ニ成立シテ  
居リマスル公債法ニ依リ發行スル公債金  
額、茲ニ滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲メ財  
發行スル公債金額ノ外ニ、歲入ノ不足ヲ補  
填スル爲メ五億一千六十餘万圓ノ發行ヲ必  
要トスルコトハ、曩ニ昭和十一年度追加豫  
算ノ大要ヲ説明致シマシク際ニ述べテ置キ  
マシタ通りデアリマスルガ、更ニ第二號追  
加豫算ニ伴フ所要財源ト致シマシテ百二十  
餘万圓ヲ加へ、合計五億一千二百九十餘万  
圓ノ公債發行ヲ必要トスルノデアリマス  
ガ、是ガ爲ニハ新ニ起債ノ權能ヲ得ルコト  
ガ必要デアリマス、尙ホ昭和十一年度ノ歲  
出ニ於キマシテモ、其中若干ノ金額ハ例年  
ノ如ク翌年度ニ繰越サレル結果ニナシテ居  
ルノデアリマスカラ、其繰越額ノ財源ハ必  
シモ十一年度内ニ起債スルコトヲ必要ト致  
ラレンコトヲ希望スル次第アリマス(拍手)  
ト爲スコトヲ適當ト認メマス、右ノ理由ニ  
依リマシテ本法律案ヲ提出致シマシタ次第デ  
アリマス、何幸御審議ノ上速ニ御賛同ヲ與ヘ  
シモ十一年度内ニ起債スルコトヲ必要ト致  
ラレンコトヲ希望スル次第アリマス(拍手)  
○副議長(岡田忠彦君) 本案ハ議長指名二十七名ノ委  
員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス  
○松永東君 本案ハ議長指名二十七名ノ委  
員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス  
○副議長(岡田忠彦君) 松永君ノ動議ニ御  
異議アリマセヌカ  
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)  
○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ  
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第  
三十二、昭和十一年勅令第七號ノ承諾ヲ求  
ムル件ヲ議題ト致シマス——大藏政務次官  
中島彌團次君

内閣總理大臣 岡田 高橋 後藤 是清  
農商務省 大臣 小原 文夫  
鐵道部 大臣 山崎 達之輔 大角 忠治  
拓務省 大臣 内田 孝生  
軍工省 大臣 川島 信也  
文部省 大臣 望月 勝  
逓信省 大臣 岸本 男爵  
大臣 岸本 伯爵  
大臣 佐野 児玉  
大臣 佐野 望月  
大臣 佐野 川崎  
大臣 佐野 卓吉  
大臣 佐野 義介  
大臣 佐野 秀雄  
大臣 佐野 雅之  
大臣 佐野 伸也



第一百十六號ノ二中「五八・一〇」ヲ「三一六・〇〇」ニ改ム  
第二百二十號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三三〇ノ二イオノン

第四百六十二號第八項及第九項ヲ左ノ如ク改ム

全重量百分中炭素ノ重量○・七五以上  
ヲ含有スル帶ニシテ冷間壓延シタルモノ

九甲

冷間壓延シタルモノ

八

アルミニウム及アルミニウム合金

九乙

其ノ他

幅五十ミリメートルヲ超エサルモノ

九ロ

其ノ他

四六三

アルミニウム及アルミニウム合金

九甲

鉄及錫

九乙

其ノ他

九丙

ワイヤロッド(卷キタ

九ルモノ

帶(別項ニ掲ケサルモノ)

九四

アルミニウム及アルミニウム合金

九五

塊、錠及粒

九六

其ノ他

九七

其ノ他

九八

其ノ他

九九

其ノ他

九一

其ノ他

九二

其ノ他

九三

其ノ他

九四

其ノ他

九五

其ノ他

九六

其ノ他

九七

其ノ他

九八

其ノ他

九九

其ノ他

九一

其ノ他

九二

其ノ他

九三

其ノ他

九四

其ノ他

九五

其ノ他

九六

其ノ他

九七

其ノ他

九八

其ノ他

九九

其ノ他

九一

其ノ他

九二

其ノ他

九三

其ノ他

九四

其ノ他

九五

其ノ他

九六

其ノ他

九七

其ノ他

九八

其ノ他

九九

其ノ他

九一

其ノ他

九二

其ノ他

九三

其ノ他

九四

其ノ他

九五

其ノ他

九六

其ノ他

九七

其ノ他

九八

其ノ他

九九

其ノ他

九一

其ノ他

九二

其ノ他

九三

其ノ他

九四

其ノ他

九五

其ノ他

九六

其ノ他

九七

其ノ他

九八

其ノ他

九九

其ノ他

九一

其ノ他

九二

其ノ他

九三

其ノ他

九四

其ノ他

九五

其ノ他

九六

其ノ他

九七

其ノ他

九八

其ノ他

九九

其ノ他

九一

其ノ他

九二

其ノ他

九三

其ノ他

九四

其ノ他

九五

其ノ他

九六

其ノ他

九七

其ノ他

九八

其ノ他

九九

其ノ他

九一

其ノ他

九二

其ノ他

九三

其ノ他

九四

其ノ他

九五

其ノ他

九六

其ノ他

九七

其ノ他

九八

其ノ他

九九

其ノ他

九一

其ノ他

九二

其ノ他

九三

其ノ他

九四

其ノ他

九五

其ノ他

九六

其ノ他

九七

其ノ他

九八

其ノ他

九九

其ノ他

九一

其ノ他

九二

其ノ他

九三

其ノ他

九四

其ノ他

九五

其ノ他

九六

其ノ他

九七

其ノ他

九八

其ノ他

九九

其ノ他

九一

其ノ他

九二

其ノ他

九三

其ノ他

九四

其ノ他

九五

其ノ他

九六

其ノ他

九七

其ノ他

九八

其ノ他

九九

其ノ他

九一

其ノ他

九二

其ノ他

九三

其ノ他

九四

其ノ他

九五

其ノ他

九六

其ノ他

九七

其ノ他

九八

其ノ他

九九

其ノ他

九一

其ノ他

九二

其ノ他

九三

其ノ他

九四

其ノ他

九五

其ノ他

九六

其ノ他

九七

其ノ他

九八

其ノ他

九九

其ノ他

九一

其ノ他

九二

其ノ他

九三

其ノ他

九四

其ノ他

九五

其ノ他

九六

其ノ他

九七

其ノ他

九八

其ノ他

九九

其ノ他

九一

其ノ他

九二

其ノ他

九三

其ノ他

九四

其ノ他

九五

其ノ他</

正ノ要點ハ礦油、アルミニウム等十一品ニ  
關稅スルモノニアリマス、礦油ニ對スル現行  
關稅ニハ、課稅品目ノ分類適切ヲ缺キ、隨意  
テ稅率ノ權衡當ヲ失セルモノガアリマスル  
ノデ、之ニ改正ヲ加フルノ要アリト認メラ  
レルノデアリマス、即チ揮發油ノ稅率ハ大  
正十五年一般改正ニ際シ、燈油ノ稅率ヨリニ  
モ低率デアツノラ兩者同率ニ改メ、今日ニ  
及シングノデアリマスルガ、其後利用ニ  
事情ガ變化致シマシテ、揮發油ト燈油トノ  
兩者ニ對シテ同一ノ關稅ヲ課ルコトハ、權  
衡ヲ得ナイト云フ實情トナリマシタノデ  
此兩者ノ關稅率ヲ區分シ、燈油ニ對シテハ  
現行稅率ヲ据置キ、揮發油ニ對シテハ稅率  
ヲ引上ガルコトニ致シマシタ、同時ニ原油  
類ニ對シマシテモ、其揮發油ニ付キマシテ  
適當ニ稅率ヲ按排致シ、又機械油等ノ稅率  
ヲモ改メントスルモノニアリマス、次ニア  
ルミニウムノ現行關稅率ハ、本邦ニ其生産  
ナカリシ時代ニ制定セラレタル低率ノ儘ニ  
ナツテ居ルノデアリマスルガ、最近本邦ニモ  
其生産ヲ見ルニ至リマシタノデ、我ガ產業  
上及國防上重要ナル本工業ハ、之ヲ保護ス  
ルノ必要ヲ認メマシテ、是ガ稅率ヲ引上ガ  
ルコトト致シマシタ、其他帶鐵、藥品等ニ  
付キマシテモ其生産、輸入及び需給等ノ狀  
況ニ鑑ミマシテ、其關稅率ヲ改正スルノ要  
アリト認メルノニアリマス

次ニ大正十三年法律第二十四號、即チ贊  
澤品等ノ輸入稅ニ關スル法律中改正法律案  
デアリマスルガ、是ハ主トシテ只今御説明申  
上ゲマシタ關稅改正ニ伴ヒ、項目ノ記載方ヲ  
改メル必要ヲ生ジマシタガ爲ス、整理的ノ  
改正ヲ行ハントスルモノニアリマス、又昭  
和七年法律第四號、即チ輸入稅ノ從量稅率  
ニ關スル法律中改正法律案ハ、今回訂正セ  
ラルベキ從量稅品ハ其物品ノ生産、輸入及  
ビ需給ノ關係等諸般ノ事情ヲ勘案シテ其稅  
率ヲ定メタモノニアリマスカラ、自然此法  
律ノ別表ニ掲ゲラレ、三割五分增課ノ範圍カ  
ラ除外セラレテ居リマスル諸品ト同様ニ取  
扱フベキモノト認メマシテ、前例通リ是等  
物品ノ品名ヲ本法ノ別表ニ追加セントスル  
モノニアリマス、尙ホ詳細ナル點ニ關シマ  
シテハ、適當ナル機會ニ於テ御説明ヲ致シ  
タイト思ヒマス、何卒御審議ノ上、速ニ御  
協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○副議長(岡田忠彦君) 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ  
マス 仍テ動議ノ如ク決シマシタ  
○松永東君 先程ノ日程第三十二ノ委審ヲ付託スベキ委員ハ、日程第三十ノ委員ニ併セ付託スルコトト訂正セラレンコトヲ望ミ  
マス  
○副議長(岡田忠彦君) 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ  
マス 仍テ動議ノ如ク決シマシタ  
十八、製鐵業獎勵法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス。商工大臣小川郷太郎君  
第十八 製鐵業獎勵法 中改正法律案  
(政府提出)  
製鐵業獎勵法中改正法律案 第一讀會  
第二條中「營業稅、營業收益稅及所得稅」ヲ「所得稅及營業收益稅」ニ改メ同條ニ左ノ二項ヲ加フ  
前二項ノ製鐵事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ法人ニ在リテハ各事業年度、個人ニ在リテハ各年ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得又ハ純益ニ付テハ前二項ノ規定ヲ適用セズ但シ所得稅法第十九條又ハ營業收益稅法第八條ノ規定ノ適用ヲ妨げズ  
前項ノ資本金額ノ計算方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第六條中「營業稅、營業收益稅及所得稅」ヲ「所得稅及營業收益稅」ニ改ム  
第七條中「本法」ニ依リ營業稅、營業收益稅及所得稅」ニ改ム  
稅及所得稅ヲ免除セラレタル製鐵事業者ニ對シ其ノ免除セラレタル部分ニ相

當スルヲ「本法ニ依リ(第二條第三項但書ノ場合ヲ含ム)所得稅及營業收稅ヲ免除セラレタル製鐵事業者ニハ第二條第三項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル所得稅及營業收益稅ノ附加稅ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ對シ又ハ其ノ免除セラレタル事業ニ屬スル」改ム附則第二條第三項及第七條ノ規定ハ第三項ノ附則第三項但書中「營業稅及」ヲ削リ第四項ノ次ノ一項ヲ加フ第二條第三項及第七條ノ規定ハ第三項ノ製鐵事業ニ付之ヲ準用ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第二條第三項及第七條ノ改正規定ハ法人ニ付テハ本法施行ノ日以後終了スル事業年度分ヨリ之ヲ適用ス  
大正九年法律第十二號第七條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第七條ノ二 前條ノ規定ニ該當スル製造業ガ製鐵業獎勵法ニ定ムル能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ナルトキハ之ヲ所得稅法施行地ニ在ル製鐵事業ト看做シ製鐵業獎勵法第二條第三項ノ金額ヲ計算ス

(國務大臣小川郷太郎君登壇)  
○國務大臣(小川郷太郎君) 只今議題ト相成リマシタ製鐵業獎勵法中改正法律案ノ提案ノ理由ヲ御説明致シマス、製鐵業ハ產業上竝ニ國防上重大ナル關係ヲ有シテ居リマスルノデ、從來政府ニ於キマンシテハ各種ノ施設ヲ行ツテ、斯様ノ振興確立ニ努メツ、アルノデアリマシテ、是ガ一方策トシテ曩ニ製鐵業獎勵法ヲ制定シ、主務官廳ノ認可ヲ受ケ、一定ノ設備ヲ新設又ハ増設致シマシタル製鐵事業者ニハ、其事業收益ニ對シマシテ、所得稅、營業收益稅等ノ諸稅免除ノ制度ヲ設ケタノデアリマス、爾來民間當業者ノ苦心經營ト政府ノ保護助長政策ト相俟テ、本邦製鐵事業ハ漸次健全ナル發達ヲ見セテ參々タノデアリマス、殊ニ最近兩三年ノ好況ニ依リマシテ、其事業内容ハ著シク改善セラレテ、斯業ノ基礎ハ漸次鞏固トナリツ、アリマシテ、諸稅全免ノ現在制度ノ創設セラレマシタル當時トハ、著シク事情ヲ異ニシテ參々タノデアリマス、隨て製鐵事業者ガ多額ノ收益ヲ擧ゲツ、アル場合ニ於